



# **Seminar on the Patent Cooperation Treaty (PCT)**

*(administered by the International Bureau of the  
World Intellectual Property Organization)*

**organized by the  
Japan Patent Attorneys Association**

**Tokyo  
July 26, 2005**

**Nagoya  
July 27, 2005**

**Osaka  
July 28, 2005**

**SELECTED TOPICS CONCERNING  
THE PCT SYSTEM**

**PCT 制度に関するトピックス**

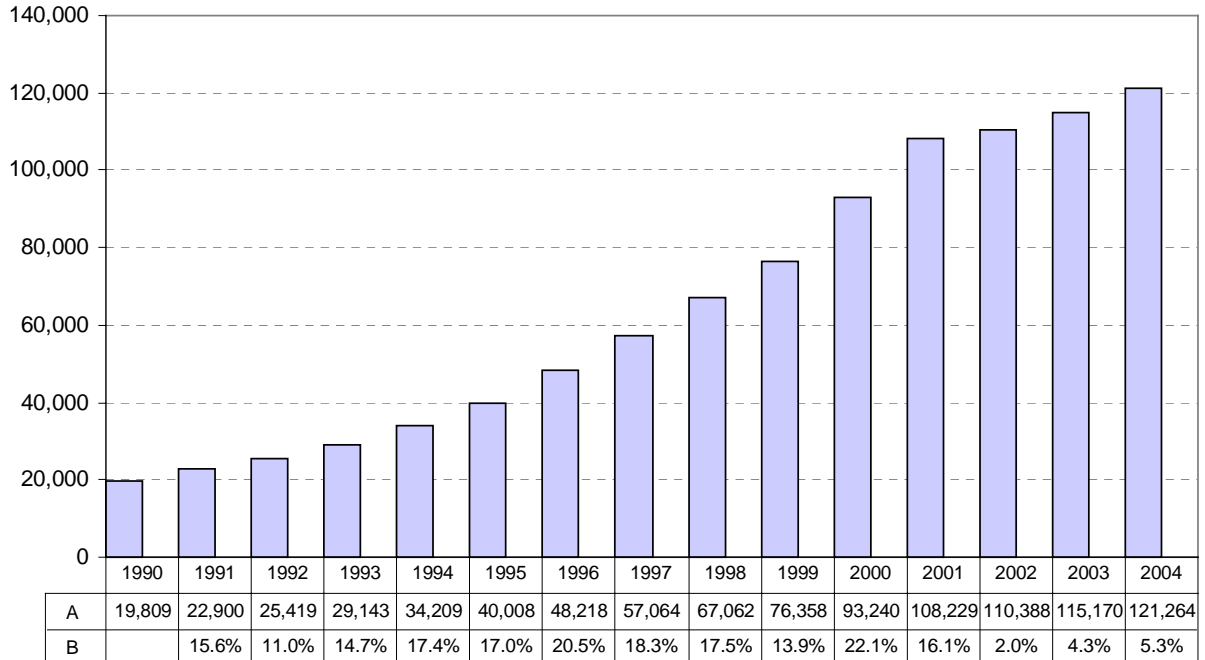
*Document prepared by the International Bureau of WIPO*

## 目 次

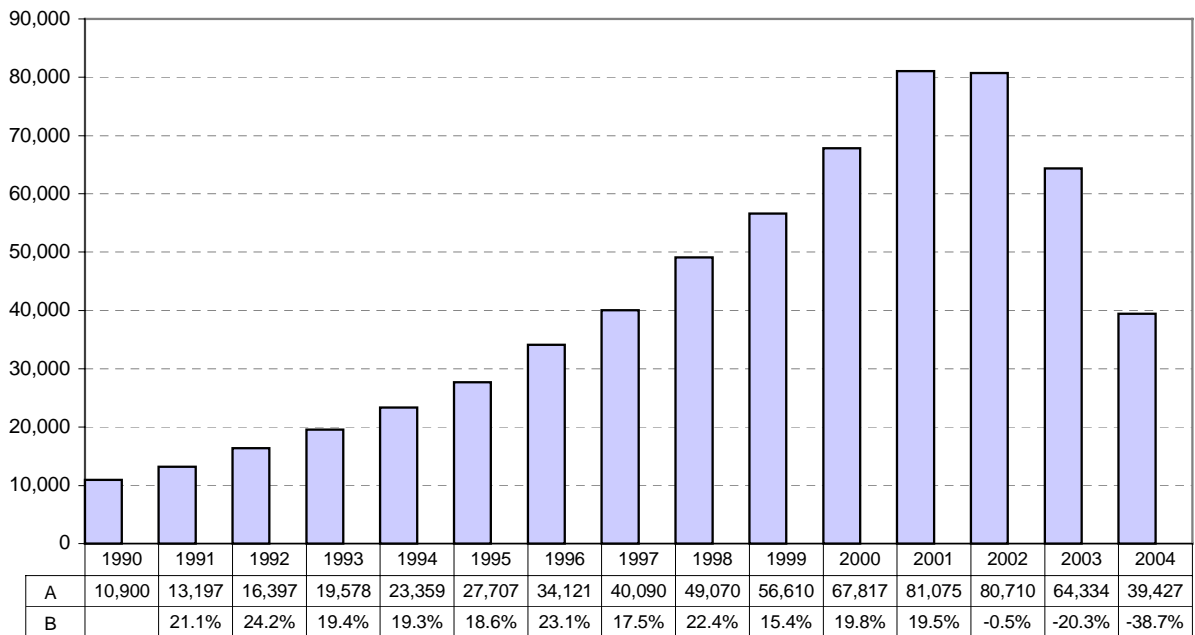
PCT 出願に関する主なデータ .....	1
PCT のメリット .....	3
PCT 締約国 .....	7
PCT の概要 .....	9
PCT 出願の出願手続 .....	14
PCT に基く代理人及び共通の代表者 .....	24
国際調査及び ISA の見解書 .....	28
国際公開 .....	35
国際予備審査の請求 .....	39
国際予備審査 .....	44
PCT における補正 .....	54
国内段階への移行 .....	57
EP 広域段階の要件 .....	64
米国の国内段階の要件 .....	67
PCT-SAFE .....	70
PCT 制度の最近の展開 .....	73
PCT に関する情報の取得 .....	82
参考資料	
PCT ユーザーランキング 2003 .....	87

**PCT 出願に関する主なデータ**  
**PCT statistics**

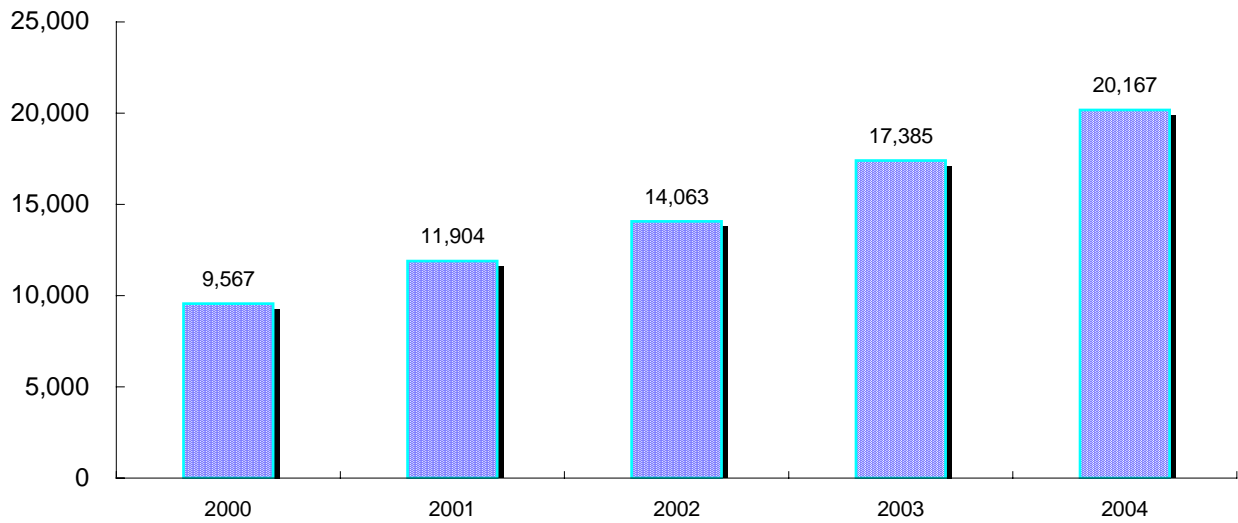
**1990 年以降の国際出願件数**  
**国際出願日に基づく件数 (A) 及び前年比 (B)**



**1990 年以降の国際予備審査請求件数**  
**請求日に基づく件数 (A) 及び前年比 (B)**



日本の出願人からの国際出願件数  
(各受理官庁 (JPO+IB) で受理した件数のトータル)



2004年における国別の国際出願件数  
及び全体に占める百分率

国名	出願件数	全出願に占める%
US 米国	42,713	35.2
JP 日本	20,167	16.6
DE ドイツ	15,214	12.5
FR フランス	5,115	4.2
GB 英国	5,039	4.2
NL オランダ	4,196 <sup>1</sup>	3.5
KR 大韓民国	3,553	2.9
CH スイス	2,837	2.3
SE スウェーデン	2,831	2.3
IT イタリア	2,189	1.8
CA カナダ	2,107	1.7
AU オーストラリア	1,846	1.5
CN 中国	1,704	1.4
FI フィンランド	1,676	1.4
IL イスラエル	1,229	1.0
DK デンマーク	1,050	0.9
BE ベルギー	831	0.7
ES スペイン	823	0.7
AT オーストリア	713	0.6
IN インド	667	0.6

<sup>1</sup> オランダ領アンティルの出願 2 件を含む。

---

## PCT のメリット

### Main advantages for PCT users

---

PCT（特許協力条約）に基づく国際出願制度を利用すれば、以下のようなメリットを享受できます。

#### PCTに基づく国際出願は、いわば 126ヶ国分の特許出願の束

あたかも世界 126ヶ国（2005年4月1日現在。「PCT締約国」参照）に特許出願したかのように各国での出願日を確保できます。

#### 簡便な出願手続

一つの言語（日本語）、一つの通貨（日本円）、一つの様式で、日本特許庁（JPO）に手続することができます。優先権主張を伴う場合には、パリ条約の優先期間 12ヶ月ぎりぎりのタイミングでも日本語で出願できるので、いわゆる「ラスト・ミニッツ」の対応が可能です。

なお、英語による出願を希望する場合にも、日本特許庁に対して手続することができ、その場合には欧州特許庁（EPO）を調査機関とすることもできます。また、日本語、英語の何れの場合も、WIPO 国際事務局に直接出願することも可能です。

#### 優先日から 30ヶ月の国際段階

パリ・ルートに基づく外国への直接出願の場合と比較して、さらに 18ヶ月もの間、翻訳費用、現地代理人費用、国内手数料等の出費を先延ばしにしつつ、「外国における特許取得手続を進めるべきか？」「どの国で特許を取得すべきか？」等について詳細に検討することができます。

#### 先行技術調査結果の取得

「国際調査報告」及び「国際調査機関の見解書」を国際段階の早い時期（優先日から 16ヶ月以内）に入手できます。発明の特許性に関する予備的な見解が、国際調査機関（JPO 又は EPO）の審査官から具体的に示されますので、この見解を参酌した上で、①クレームはそのまま特許取得手続を進める、②先行技術との相違を補正（19条に基づくクレームの補正、国際予備審査を請求する場合には 34条に基づく明細書及び図面の補正）により明確にしてから特許取得手続を進める、③特許取得をあきらめる、といった対応をとることができます。特に③の場合には、国際公開の技術的準備が完了する前に国際出願を取下げることにより、国際公開を回避することもできます。

#### 統一された形式的要件

発明の単一性を含む PCT で規定している形式的要件について、PCT 締約国はこれらの要件と異なる要件又は追加する要件を要求することはできません。例えば、米国での発明の単一性の要件は、PCT で規定している要件に比べて制限的ですが、米国特許商標庁（USPTO）は、PCT を経由した特許出願に対して自国の基準を適用することができません。

#### コストの節減

PCT を経由した出願に対しては、多くの国において国内手数料が減額されます（「PCT 利用によるコスト試算」参照）。また、国際段階において外国での特許取得をあきらめたり、対象国（実際に国内移行する国）を当初の予定より絞り込んだ場合には、ドロップした国に対してかかったであろう費用（翻訳費用、現地代理人費用、国内手数料）を節約することができます。

このような PCT 制度のメリットを活かして PCT 制度をより積極的に「戦略的に」活用している企業が増えています。以下にその活用事例を紹介します。

#### グローバル・スタンダードに向けた活用

グローバル・スタンダードに関連する技術を自社の特許で押さえることができれば、スタンダード策定及び使用条件等設定のための国際的交渉の場において自社に有利に交渉を進めることができます。しかしながら、そのためには、世界中の市場においてその技術の特許化する必要があり、多額の先行投資が必要とされます。しかも、スタンダード策定交渉の結果、実際にはその技術が採用されなかった場合には、この先行投資は水泡に帰してしまいます。

PCT 制度を利用すれば、この先行投資を最小限に抑えることができます。つまり、スタンダード関連技術については、とりあえず PCT 国際出願することにより国際出願日を確保しておいて、優先日から「30 ヶ月の国際段階」の間にスタンダード策定交渉の方向性を見極め、必要なものだけを必要な国でのみ特許取得手続に入る（国内移行する）ことにより、無駄な出費（採用されなかったスタンダード関連技術のための各国での特許取得費用等）を完全に抑えることができます。

このような活用例は、電機業界を中心としたハイテク産業の企業に多く見受けられます。

#### 研究開発型発明に対する活用

企業における発明の形態としては、大きく「製品型発明」と「研究開発型発明」の二つに分類されます。製品型発明は、製品化のメドがたっている技術、又は既に製品化されている技術の改良に伴う発明です。一方、研究開発型発明は、基礎研究の成果としての発明を指し、往々にして、発明時には市場のニーズが不透明で将来製品化されるかどうかの予測が困難です。

このような研究開発型の発明に対して、PCT 制度は発明の市場性調査を行うための時間的余裕（優先日から「30 ヶ月の国際段階」）を与えます。

#### 大学・公的研究機関における活用

大学や公的研究機関は、研究成果としての特許を製品化する企業パートナーを探さなければなりません。一方、企業にとっては、その特許技術の市場性はもちろん自社にとって関心のある市場（国）で特許を取得していることが、パートナー契約を結ぶ上での前提条件となるでしょう。

PCT 制度を利用すれば、優先日から「30 ヶ月の国際段階」という時間的余裕の中でパートナー企業を探ことができ、「126 ヶ国分の特許出願の束」の中からその企業にとって関心のある市場（国）を選択して特許取得手続を進める（国内移行する）ことができます。

#### 中小企業による活用

多くの大企業では、自社内に先行技術調査能力を備えており、多額の出費を伴う外国出願の場合には、あらかじめ綿密に関連先行技術を調査し、特許性についての評価をした上で実際に出願しています。一方、中小企業の場合には、自社内に先行技術調査能力を備えていることが少なく、技術調査会社を利用するにしても、それなりの費用が必要になります。

PCT 制度を利用すれば、国際調査機関（日本特許庁又は欧州特許庁）が優先日から 16 ヶ月以内に「国際調査報告」及び「国際調査機関の見解書」を作成しますので、信頼性のある調査報告及び審査官による特許性に関する具体的な見解を国際段階の早い時期に入手することができ、先行技術調査能力を補完することができます。

## PCT 利用によるコスト試算（2005 年 4 月 1 日現在）

### 1. 前提条件

- ・ 受理官庁：JPO
- ・ 国際調査機関：JPO 又は EPO
- ・ 国際予備審査機関：JPO 又は EPO
- ・ 国内段階移行対象国（広域）：JP、US、EPO、CN、KR
- ・ クレーム数：10

### 2. 各指定官庁（特許庁）による手数料軽減措置（日本の出願人が利用できる措置）

#### 1) 日本特許庁（JPO）

審査請求料（168,600 円＋請求項の数×4,000 円）が

- ・ JPO が国際調査報告を作成した場合  
101,200 円＋請求項の数×2,400 円（約 4 割引）
- ・ JPO 以外の国際調査機関が国際調査報告を作成した場合  
151,700 円＋請求項の数×3,600 円（約 1 割引）

#### 2) ヨーロッパ特許庁（EPO）

サーチ料（690EUR）、審査料（1,430EUR）のうち

- ・ JPO 等が国際調査報告を作成した場合  
サーチ料の 20%が減額
- ・ EPO 等が国際調査をした場合  
サーチ料は無料
- ・ EPO が国際予備審査報告を作成した場合  
審査料の 50%減額

#### 3) 米国特許商標庁（USPTO）

サーチ料（500USD）が

- ・ 手数料の支払いまでに他機関作成の国際調査報告が準備・提出された場合  
400USD（20%減額）

#### 4) 中国知的財産庁（SIPO）

審査料（2,500CNY）が

- ・ JPO, EPO 等が国際調査報告を作成した場合  
20%減額

#### 5) 韓国知的財産庁（KIPO）

審査請求料（109,000KRW＋2 項目以降の各請求項につき×32,000KRW）が

- ・ EPO が国際調査報告を作成した場合  
10%減額

### 3. コスト試算

#### 1) PCTにおける国際段階での手数料（円）

	ケース 1	ケース 2	ケース 3	ケース 4
受理官庁	JPO	JPO	JPO	JPO
国際調査機関	JPO	EPO	JPO	EPO
国際予備審査機関			JPO	EPO
送付手数料	13,000	13,000	13,000	13,000
国際出願手数料	123,200	123,200	123,200	123,200
調査手数料	97,000	217,300	97,000	217,300
国際出願手数料の減額 <sup>1</sup>	-26,400	-8,800	-26,400	-8,800
小計 I	206,800	333,000	206,800	333,000
予備審査手数料 <sup>2</sup>			36,000	212,670/1,530EUR
取扱手数料 <sup>2</sup>			17,600	17,931/129EUR
小計 II	0	0	53,600	230,601
総計 III = I + II	206,800	333,000	260,400	563,601

#### 2) PCTにおける国内段階での節約（円）

	ケース 1	ケース 2	ケース 3	ケース 4
JPO 審査請求料軽減 <sup>3</sup>	83,400	20,900	83,400	20,900
EPO サーチ料軽減 <sup>2</sup>	19,182/138EUR	95,910/690EUR	19,182/138EUR	95,910/690EUR
EPO 審査料軽減 <sup>2</sup>	0	0	0	99,385/715EUR
USPTO サーチ料軽減 <sup>2</sup>	10,800/100USD	10,800/100USD	10,800/100USD	10,800/100USD
SIPO 審査料軽減 <sup>2</sup>	6,500/500CNY	6,500/500CNY	6,500/500CNY	6,500/500CNY
KIPO 審査請求料軽減 <sup>2</sup>	0	4,208/39,700KRW	0	4,208/39,700KRW
総計 IV	119,882	138,318	119,882	237,703

#### 3) 収支（円）

	ケース 1	ケース 2	ケース 3	ケース 4
実質手数料 III - IV	86,918	194,682	140,518	325,898

1 JPO のオンライン出願（XML 形式）は日本語出願にのみ対応。JPO を受理官庁として EPO を国際調査機関に選択する場合（英語出願）には、PCT-SAFE（EASY 機能）を利用した際の減額のみ利用可能。

2 1EUR=139 円；1USD=108 円；1CNY=13.0 円；1KRW=0.106 円で計算。

3 JPO におけるその他の減額措置としては、国際出願の願書に特許出願等の先の国内出願の必要情報が記載されている場合であって、当該国内出願の審査結果の相当部分を国際調査報告の作成に利用できる場合に請求によって調査手数料のうち 41,000 円を返還する制度がある。ただし、先の国内出願が優先権主張の基礎出願である場合、国際出願において日本の指定（自己指定）を取下げの必要があるため、上記審査請求料の減額措置を同時に受けることはできない。この制度を利用するためには、①願書第 VII 欄への先の国内出願の情報の記載、②先の国内出願の出願審査請求（未請求の場合）、③日本国の指定の取下げ（先の国内出願が優先権主張の基礎出願の場合）を国際出願時又は国際出願後直ちに行う必要がある。

詳細は、[http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t\\_tokkyo/kokusai/researching\\_fee\\_return.htm](http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_tokkyo/kokusai/researching_fee_return.htm) を参照。

**PCT 締約国 (126)**  
**PCT Contracting States**

広域保護又は国内保護（表示のない場合）のための指定が可能な国

<u>AP</u> ARIPO Patent	<u>EA</u> Eurasian Patent	<u>EP</u> European Patent	<u>OA</u> OAPI Patent
BW Botswana	AM Armenia	AT Austria	▲ BF Burkina Faso
GH Ghana	AZ Azerbaijan	BG Bulgaria	▲ BJ Benin
GM Gambia	BY Belarus	▲ BE Belgium	▲ CF Central African Republic
KE Kenya	KG Kyrgyzstan	CH Switzerland	▲ CG Congo
LS Lesotho	KZ Kazakhstan	▲ CY Cyprus	▲ CI Côte d'Ivoire
MW Malawi	MD Republic of Moldova	CZ Czech Republic	▲ CM Cameroon
MZ Mozambique	RU Russian Federation	DE Germany	▲ GA Gabon
NA Namibia	TJ Tajikistan	DK Denmark	▲ GN Guinea
SD Sudan	TM Turkmenistan	EE Estonia	▲ GQ Equatorial Guinea
SL Sierra Leone		ES Spain	▲ GW Guinea-Bissau
▲ SZ Swaziland		FI Finland	▲ ML Mali
TZ United Republic of Tanzania		▲ FR France	▲ MR Mauritania
UG Uganda		GB United Kingdom	▲ NE Niger
ZM Zambia		▲ GR Greece	▲ SN Senegal
		HU Hungary	▲ TD Chad
		▲ IE Ireland	▲ TG Togo
		IS Iceland <sup>1</sup>	
		▲ IT Italy	
		LI Liechtenstein	
		LT Lithuania <sup>2</sup>	
		LV Latvia <sup>3</sup>	
		LU Luxembourg	
		▲ MC Monaco	
		▲ NL Netherlands	
		PL Poland	
		PT Portugal	
		RO Romania	
		SE Sweden	
		▲ SI Slovenia	
		SK Slovakia	
		TR Turkey	

▲ 広域特許のみ  
(国内ルートを閉鎖)

1 2004年11月1日以降に出願された国際出願について

2 2004年12月1日以降に出願された国際出願について;それより前に出願された国際出願及び欧州特許出願、並びに当該出願について付与された欧州特許については、拡張協定が適用可能

3 2005年7月1日以降に出願された国際出願について;それより前に出願された国際出願及び欧州特許出願、並びに当該出願について付与された欧州特許については、拡張協定が適用可能

国内保護のために指定される国（表示のない限り）

AE	United Arab Emirates	ID	Indonesia	NZ	New Zealand
AG	Antigua and Barbuda	IL	Israel	OM	Oman
◇ AL	Albania	IN	India	PG	Papua New Guinea
AU	Australia	JP	Japan	PH	Philippines
◇ BA	Bosnia and Herzegovina	KM	Union of Comoros	SC	Seychelles
BB	Barbados	KP	Democratic People's Republic of Korea	SG	Singapore
BR	Brazil			SM	San Marino
BZ	Belize	KR	Republic of Korea	SY	Syrian Arab Republic
CA	Canada	LC	Saint Lucia	TN	Tunisia
CN	China	LK	Sri Lanka	TT	Trinidad and Tobago
CO	Colombia	LR	Liberia	UA	Ukraine
CR	Costa Rica	MA	Morocco	US	United States of America
CU	Cuba	MG	Madagascar	UZ	Uzbekistan
DM	Dominica	◇ MK	The former Yugoslav Republic of Macedonia	VC	Saint Vincent and the Grenadines
DZ	Algeria			VN	Viet Nam
EC	Ecuador	MN	Mongolia	◇ YU	Serbia and Montenegro
EG	Egypt	MX	Mexico	ZA	South Africa
GD	Grenada	NG	Nigeria		
GE	Georgia	NI	Nicaragua		
◇ HR	Croatia	NO	Norway		

◇ 欧州特許の拡張が可能

ボスニア・ヘルアツェゴビナ（BA）：2004年12月1日以降の国際出願について可能  
セルビア・モンテネグロ（YU）：2004年11月1日以降の国際出願について可能

PCT 加盟を検討中の国

Argentina	Lao People's Democratic Republic
Bangladesh	Malaysia
Bolivia	Malta
Brunei Darussalam	Mauritius
Chile	Pakistan
Democratic Republic of the Congo	Panama
El Salvador	Thailand
Jamaica	Uruguay
Jordan	Venezuela

---

## PCT の概要

### Introduction to the PCT System

---

#### 従来外国特許制度

1. 従来外国特許制度によれば、特許保護を求める国々のそれぞれに個別に特許出願をしなければなりません（例外的に、アフリカ知的所有権機関（OAPI）、アフリカ広域工業所有権機関（ARIPO）により形成されるハラレ議定書制度、ユーラシア特許制度、ヨーロッパ特許制度といった広域特許制度が存在）。従来の「工業所有権の保護に関するパリ条約」（1883年採択）に基づいた手続きでは、先の出願に基づく優先権を外国において主張することが可能ですが、外国における後の出願は先の出願の日から12ヶ月以内に出願しなければなりません。したがって、出願人は、最初の出願から1年以内に発明の保護を求める全ての国々について特許出願を準備し提出する必要がありました。つまり、当該国において本当にその発明の権利化が必要なのか、その発明は市場性のあるものなのか等に自信が持てない状況であっても、翻訳費用、それぞれの出願国での代理人費用、出願国の特許庁への出願費用の全てを一時に支払わなければなりませんでした。
2. 他方、こうした出願を受理したそれぞれの国の特許庁でも、別個に自国の方式要件に合っているか方式審査をする必要があります。また、特許出願を実体審査する場合には、発明の属する技術分野における先行技術をサーチし、特許性についての審査を行わなければなりません。
3. 従来の国内特許制度と上述の広域特許制度との大きな違いは、広域特許制度では複数の国に対する広域特許が一つの特許庁により与えられることになることです。しかしながら、それ以外は手続きも同じであり、上記1、2で述べたことが、そのまま当てはまります。

#### PCT の創設

4. 1966年9月、パリ条約同盟の執行委員会はBIRPI（WIPOの前身）に対して、出願人と各国特許庁の両者における重複作業を軽減する解決策を研究するよう依頼しました。1967年には国際条約草案がBIRPIにより準備され、専門家委員会に提出されました。その後数年にわたり、多くの会議で改訂草案が練られ、1970年6月にワシントンで開催された外交会議で、特許協力条約が採択されました。特許協力条約（PCT）は1978年1月24日に発効し、同年6月1日から18ヶ国の加盟国により運用を開始しました。現在126ヶ国がPCTに加盟しており、この著しい増加はPCTに対する関心の高まりを示すものといえます。
5. PCTは、1978年6月1日から国際出願の受付を開始しました。PCTに関する統計情報は、PCTのウェブサイト（[www.wipo.int/pct/](http://www.wipo.int/pct/)）を参照してください。

#### PCT とは何か？

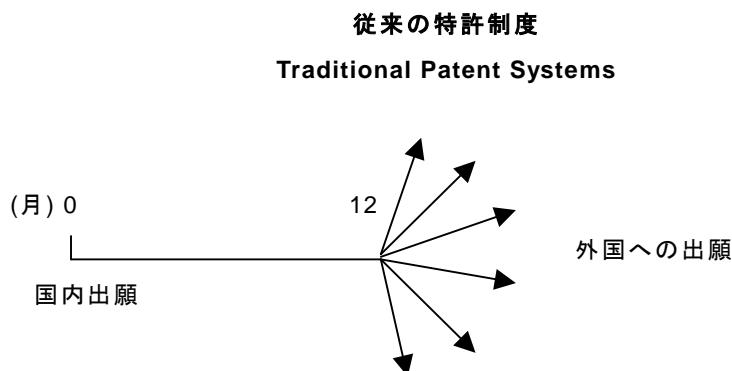
6. その名が示すとおり、特許協力条約（PCT）は、特許の分野における国際的な協力についての条約です。そして、パリ条約の採択以来、この分野における国際協力でも最も重要な進展であると言われています。PCTは、おおまかに言って、特許出願の受理、先行技術調査及び審査に関する合理化及び協力と特許出願に含まれる技術情報の普及についての条約です。また、PCTはパリ条約によってかわるものではなく、パリ条約の利点を残しながら、さらに便利に外国出願できるよう

にしたものです。ただし、PCTは「国際特許」といった権利を与えるものではありません。権利付与の決定は依然として各国特許庁（指定官庁）の手によってなされます。なお、PCTは、パリ条約の締約国に対してのみ開放された、パリ条約に基づく特別協定です。

### **PCTの主な目的**

7. PCTは出願人と各国特許庁の利益という観点から、従来からの外国出願の方法を合理化し、より有効でかつ経済的なものにするにねらいがあります。
8. PCTの導入前に複数の国において発明の保護を受けるためには、個別に、出願及び審査をそれぞれの国で繰り返す必要がありました。そこで、PCTではその目的を達成するために以下のような手続きを導入しました。
  - 国際出願制度の導入により、出願人は1つの特許庁（受理官庁）に対して、1つの言語（日本の利用者の場合は日本語又は英語）で作成した1つの出願（国際出願）を行うことによって、PCTに加盟するそれぞれの国（指定国）においても正規の内国出願の効果を有することとした。
  - 一つの特許庁（受理官庁）が国際出願の方式審査を行う。
  - 国際出願は、国際調査及び審査の過程で、特許文献を中心とした関連する先行技術が提示された報告書とされ、発明の特許性判断に役立てられる他、請求された発明が特許性に関する国際的基準に適合するか否かについて書面による見解が作成される。
  - 国際出願の内容は、国際調査報告とともに、統一的に公開される（国際公開）。またそれらは各指定国の特許庁（指定官庁）に送達される。
  - 各指定国の特許庁に対する手続きに入る前に、出願人の選択によって、国際予備審査を請求することができ、請求された発明が特許性に関する国際的基準に適合するかどうかについての国際予備審査報告が作成され、実際に特許を付与するか否かを決定する各国の特許庁（選択官庁）及び出願人に送付される。
9. これまで述べた手続きが、いわゆる「国際段階」であって、この後、各指定国においてなされる特許付与手続きは「国内段階」と呼ばれます。
10. 各国の特許庁は、長年に渡り、出願の処理負担（処理遅延）と格闘してきました。利用可能なマンパワーから最大の結果を特許制度が産み出すために資源配分の適正化をどう実行するかが各特許庁にとって大きな課題です。PCT制度の下では、国際出願が指定官庁に到達するまでに、受理官庁による方式審査、国際調査機関による国際調査、国際予備審査機関による国際予備審査（多くの場合）が既に行われています。このように指定官庁は国際段階の手続きの恩恵を受けられるため、国際段階の手続きと重複する仕事を省略することができ、処理負担の軽減という大きなメリットを享受することができます。

11. PCT の他の重要な目的は、産業界や関連セクターによる、発明関連の技術情報へのアクセスを促進すること、また開発途上国の技術に対するアクセスを支援することです。



国内出願から 12 ヶ月以内に、パリ条約の優先権主張を伴う複数の外国出願を行う

- 複数の様式上の要件
  - 複数のサーチ
  - 複数の公開
  - 複数の審査及び手続
  - 翻訳料及び国内手数料が 12 ヶ月の時点で要求される
- 地域的な協定によるある程度の合理化 (ARIPO、EAPO、EPO、OAPI)

**PCT 制度の一般的注意事項**  
**General remarks on the PCT System**

- PCT 制度は、特許の「出願」制度であって、特許の「付与」制度ではない。「PCT 特許」というものは存在しない
- 特許付与の決定は、国内段階において、国内官庁又は広域官庁によって独自に行われる
- PCT を通して、発明のみが特許、実用新案、類似の権利への適用により保護される
- 意匠及び商標の保護は、PCT を通しては得られない。これら工業所有権の保護を扱う別の国際条約（それぞれヘーグ協定、マドリッド協定及びマドリッド協定議定書）がある
- PCT は、パリ条約等の工業所有権分野の国際条約と同じように WIPO によって管理されている

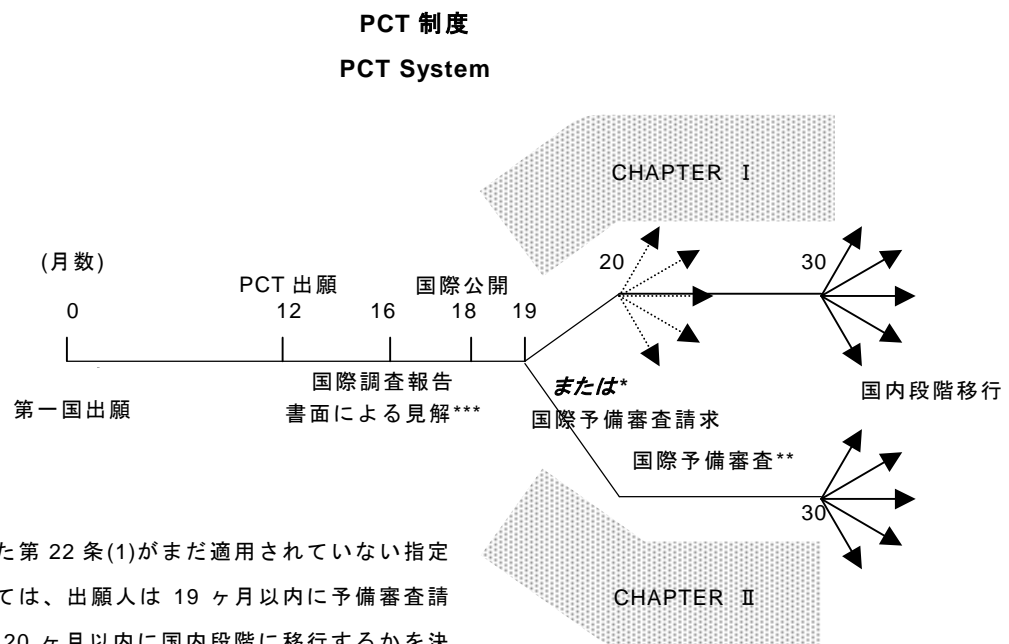
**PCT 制度**  
**PCT System**

国内出願から 12 ヶ月以内に、パリ条約の優先権主張を伴う PCT 国際出願を行う

「国内段階」への移行期限は、優先日から 30 ヶ月後\*

- 1 セットの様式上の要件
- 国際調査及び書面による見解
- 国際公開
- 国際予備審査（出願人の選択による）
- 国内段階へ移行する前に、国際出願を整えることができる
- 翻訳料及び国内手数料は 30 ヶ月\*の時点で、しかも出願人が国内段階への移行を望む場合のみ必要

\* いくつかの締約国では優先日から 19 ヶ月以内に国際予備審査の請求を行わない場合、20 ヶ月の移行期限を継続して適用している（「22 条(1)に基づく期限の変更」参照）



\* 改正された第 22 条(1)がまだ適用されていない指定国については、出願人は 19 ヶ月以内に予備審査請求するか 20 ヶ月以内に国内段階に移行するかを決めなければならない（「22 条(1)に基づく期限の変更」参照）

\*\* 出願人が特許性に関する国際予備報告（第 II 章）を求める場合は、国際予備審査請求を行う必要がある

\*\*\* ISA 作成の書面による見解は、2004 年 1 月 1 日以降に出願された国際出願についてのみ作成される

**PCT 第 22 条に基づく国内移行期限の変更**  
**Modification of time limit under Article 22 (1)**

- PCT 第 22 条(1)を変更し、Chapter I における国内移行期限を 20 ヶ月から 30 ヶ月に変更
  - 2002 年 4 月 1 日から施行 (次の適用対象に注意)
  - 2002 年 4 月 1 日時点で 20 ヶ月の期限がまだ切れておらず、かつ早期の国内移行手続きが行われていないすべての国際出願が対象
- すべての出願について、2002 年 4 月 1 日時点で、取下げの期限が 30 ヶ月になるように PCT 規則 90 の 2.1、90 の 2.2、90 の 2.3 を修正

**改正された PCT 第 22 条(1)に基づく国内移行期限 (30 ヶ月) との不適合**  
**Non-applicability of modification of time limit under Article 22(1)**

- 以下の締約国の官庁が、変更された 22 条(1)が国内法に適合しない間、第 I 章に基づく 30 ヶ月の移行期限を適用しない旨を国際事務局に通知した (6 の官庁-2005 年 4 月 1 日現在)

AU—オーストラリア <sup>1</sup>	GB—英国 <sup>1*</sup>	SE—スウェーデン*
BG—ブルガリア <sup>4*</sup>	HR—クロアチア <sup>1</sup>	SG—シンガポール <sup>12</sup>
BR—ブラジル <sup>14</sup>	HU—ハンガリー <sup>6*</sup>	SK—スロヴァキア <sup>2</sup>
CH—スイス*	IL—イスラエル <sup>5</sup>	TZ—タンザニア**
CN—中国 <sup>7</sup>	JP—日本 <sup>3</sup>	UG—ウガンダ**
DK—デンマーク <sup>11*</sup>	KR—韓国 <sup>8</sup>	YU—セルビア及びモンテネグロ <sup>15</sup>
EE—エストニア <sup>9*</sup>	LU—ルクセンブルグ*	ZA—南アフリカ共和国 <sup>10</sup>
FI—フィンランド <sup>16*</sup>	NO—ノルウェー <sup>13</sup>	ZM—ザンビア**

不適合通知を取下げ、有効になった日

1 2002 年 4 月 1 日	13 2004 年 2 月 1 日
2 2002 年 8 月 1 日	14 2004 年 4 月 30 日
3 2002 年 9 月 1 日	15 2004 年 1 月 1 日
4 2002 年 7 月 9 日	16 2005 年 1 月 1 日
5 2002 年 10 月 4 日	
6 2003 年 1 月 1 日	
7 2003 年 2 月 1 日	
8 2003 年 3 月 12 日	
9 2003 年 4 月 1 日	
10 2003 年 4 月 23 日	
11 2003 年 7 月 1 日	
12 2004 年 1 月 1 日	

\* EP 特許のために指定された場合、2002 年 1 月 2 日時点での EPO における移行期限は 31 ヶ月

\*\* ARIPO 特許のために指定された場合、2002 年 4 月 1 日時点での ARIPO における移行期限は 31 ヶ月

- 上記の締約国に関しては、19 ヶ月以内に予備審査請求がなされなければ、優先日から 20 又は 21 ヶ月以内に国内段階に移行しなければならない。しかしながら、残された締約国の何れも広域指定によりカバーされるので (AP 又は EP)、PCT 第 22 条(3)により 31 ヶ月以内に広域段階に移行することが可能

---

## PCT 出願の手続 Filing of PCT Applications

(2004 年 1 月 1 日以降に出願された国際出願について)

---

1. 各締約国は、その国民及び居住者が出願人として国際出願を提出できる官庁を決定します。PCT においては、この官庁を「受理官庁」と呼びます。出願人が複数いる場合は、その内の少なくとも 1 人が国民又は居住者である締約国の受理官庁又はその締約国のために行動する受理官庁が、これらの出願人により提出される国際出願を受理します。または、出願人の選択により、出願人がどの締約国の国民又は居住者であるかに関係なく、受理官庁としての国際事務局に出願することができます。もし、出願人が 2 人以上いて、その内の少なくとも 1 人が締約国の国民又は居住者である場合、国際出願を受理官庁としての国際事務局に出願することができます。PCT 締約国であってかつ ARIPO ハラレ協定、ユーラシア特許条約又は欧州特許条約の締約国の国民又は居住者は、一般に ARIPO 官庁、ユーラシア特許庁又は欧州特許庁に各々国際出願を提出することができます。国内法令に基づく国家の安全に関する規定に従うことは出願人の義務です。
2. 国際出願は願書、明細書、1 以上の請求項、1 以上の図面（必要な場合のみ）及び要約を含まなければなりません。それらは所定の形式的要件を満たさなければならず、また所定の言語の 1 つによって記述されなければなりません。さらに必要な手数料を支払う必要があります。これらの要件はそれぞれ別々に処理されます。
3. **願書**は、印刷様式で作成可能であり、願書様式のコピーは無料で受理官庁（JPO）又は国際事務局（WIPO）から入手できます。願書はまた、実施細則第 102 号(h)で定められているようなコンピュータ印字によっても作成可能です。あるいは、PCT-SAFE ソフトウェアの PCT-EASY 機能を使用してコンピュータ印字により作成することも可能です、その場合には、願書の書誌情報及び要約書の電子データを含むフレキシブルディスクが願書とともに提出されなければなりません。願書はまた、PCT-SAFE ソフトウェア又は受理官庁により認められている他のソフトウェアを利用することにより、電子形式で出願された国際出願の一部として提出することもできます。
4. 願書は、最初に申立ての文言、すなわちその国際出願が PCT に従って処理される旨の申立てを含まなければなりません。さらに、発明の名称、出願人、発明者及び出願人を代理する代理人に関する必要な情報を含まなければなりません。願書を提出することにより、PCT の全ての加盟国を指定したことになり、全ての種類の保護について国際出願日が確保できます。3 つの加盟国（ドイツ、大韓民国及びロシア）については、自動的かつ包括的な指定から除くことができます。もし、他の加盟国の指定を望まない場合には、出願時又はその後において指定を取下げることができます。
5. 願書には、任意選択的な表示、特に、工業所有権の保護に関するパリ条約の同盟国への先の出願、又は世界貿易機関（WTO）の加盟国への先の出願\*についての優先権主張を含むことができます。願書には出願人又は代理人の署名がなされなければなりません。出願人が二人以上いる場合には、

少なくとも出願人のうち一人の署名が願書（願書に代理人の署名がなされている場合には別個の委任状）になされていれば、受理官庁は出願人に対して欠落している署名の補充を求めることはありません。\*日本特許庁は、WTOに関する留保を、2002年9月1日に撤回しました。

6. 国際出願における**明細書**は、当業者が実施することができる程度に明確かつ十分に、発明を開示するものでなければなりません。
7. 明細書には、最初に発明の名称を記載します。次に、発明が属する技術分野を特定します。ここでは、いわゆる「背景となる技術」として、その技術分野に属し、新たな出願にとって「先行技術」、「技術水準」や公知技術となる技術文献（特に特許文献）を記載します。さらに明細書には、技術的課題及びその解決手段が理解できるように発明を開示します。そして、公知技術と比較してその発明の有利な効果があれば説明します。そして、添付した図面を簡単に説明します。発明を実施するために出願人が考える最良の形態（ベストモード）を明らかにするとともに、出願人が包含したいと考える他の形態を記載します。そして最後に、その発明の産業上の利用方法を明らかにします。
8. **請求の範囲**では、保護が求められている事項を明示しなければなりません。それらは、簡潔、明確、かつ、明細書で十分に裏付けられたものでなければなりません。
9. 請求の範囲の構成及び記載方法に関して、PCTの要件は多くの特許庁で受け入れられているものと概ね同じです。
10. **図面**は、発明の理解に必要な場合にのみ要求されます。これは機械の発明の場合に該当する可能性があります。化学物質のように、発明を図示できないような場合には該当しない可能性があります。この要件も多くの特許庁での要件と概ね同じです。
11. **要約**は、技術情報を提供することのみを意図しています。条約は、要約がそれ以外の目的で考慮されてはならないことを明確に述べています。これは特に、求められた保護の範囲を解釈する目的で要約が使用されてはならないことを意味しています。
12. 要約は、明細書、請求の範囲及び図面に含まれる発明の開示内容の簡潔な概要からなり、好ましくは英語に翻訳した場合に50語以上150語以内のものです。これは、技術的課題、発明によるその課題の解決方法の要点、及び発明の主な用途が明瞭に理解できるように記載されなければなりません。
13. 国際出願は所定の**様式上の要件**を満たさなければなりません。これは、主に規則10及び11に含まれる国際出願の様式及び形式的要件に関する詳細な規定の順守を意味しています。これらの要件は、各国におけるものとほとんど同じです。

14. 前記要件は、例えば重さ、長さ、温度の表現方法に関するものです。それはまた、出願の全ての要素の提示が、例えば写真製版により直接に複製できるようなものでなければならないことを規定しています。そのため使用される紙の種類、余白が規定されています。文章は原則としてタイプ又は印刷されていなければなりません。図面の作成のために特別に詳細な規定が設けられています。ローマ字以外の文字（日本語等）で名称又はあて名を記載するときは、音訳（又は英語訳）しなければなりません。
15. 国際出願は、受理官庁が認める言語の1つで提出されなければなりません（規則 12.1(a)）。条約及び規則は、国際出願の言語を列挙していません。特定の言語が使用できるか否かは、受理官庁がその言語を認めるか否かにかかっています。しかしながら、各受理官庁は、国際調査機関（又はその受理官庁に提出された国際出願を管轄する国際調査機関が複数ある場合はそのうちの少なくとも1つ）が受け入れる言語であって、かつ国際公開言語（すなわち、中国語、英語、フランス語、ドイツ語、日本語、スペイン語、又はロシア語）のうちの少なくとも1つを、国際出願の言語として認めなければなりません。そうすることによって、出願人は、国際調査又は国際公開のための翻訳文を要求されることのない言語で国際出願を提出することをいつも選択できます。つまり、オリジナルの言語による国際出願若しくはその翻訳文が、受理官庁での処理、国際調査及び国際公開のために使用されます。
16. 国際出願の言語が受理官庁は認めるが、国際調査機関は認めないものである場合は、出願人は、国際出願の受理の日から1ヶ月以内に、次のすべての要件を満たす言語の1つによる翻訳文の提出を要求されます。(i) 国際調査が行われる国際調査機関が認める言語、(ii) 公開言語、(iii) 受理官庁が認める言語（国際出願の言語が公開言語でない場合）（規則 12.3）
17. 国際出願の言語が受理官庁及び国際調査機関は認めるが、公開言語でない場合（現行では、国際出願がオランダ語、韓国語、及び幾つかの北欧言語で出願された場合のみ）、国際出願は、受理官庁が認める公開言語に出願人が翻訳した翻訳文で公開されます。（規則 12.4）
18. 願書は常に、受理官庁が認める言語であって、かつ7つの公開言語のうちの1つで提出されなければなりません。（規則 12.1(c)）
19. 所定の手数料が支払われなければなりません。これは、送付手数料、国際出願手数料、調査手数料からなります。これらは全て受理官庁に支払われなければなりません。
20. 送付手数料は、受理官庁のための手数料です。これは、受理官庁がその国際出願について行う業務に対する対価となるものです。その額は受理官庁によって定められます。
21. 国際出願手数料は、国際事務局のための手数料です。これは PCT のもとで国際事務局が遂行しなければならない業務のコストをカバーするものです。この額は、PCT 規則の一部をなす「手数料表」において示されています。

22. 調査手数料は、国際調査機関のための手数料です。これは、国際調査報告の作成に関連する業務に対する対価となるものです。
23. 全ての必要な手数料は国際出願の受理の日から1ヶ月以内に支払わなければなりません。ただし、追加料金を支払うことを条件として手数料の支払期限は延長される場合があります。(規則16の2)

**日本の出願人による国際出願**  
**Filing of international applications by JP applicants**

1. 管轄受理官庁・・・日本特許庁（RO/JP）又は国際事務局（RO/IB）
2. 出願言語・・・RO/JP：日本語又は英語、RO/IB：全ての言語
3. 願書の言語（規則12.1(c)）・・・RO/JP：日本語又は英語、RO/IB：全ての公開言語
4. 管轄国際調査機関・・・JPO又はEPO（英語で出願された場合のみ）
5. 管轄国際予備審査機関・・・JPO又はEPO（国際調査がEPOでなされた場合のみ）

**国際出願の提出に関する経過措置**  
**Transitional issues concerning the filing of international applications**

1. 2003年12月31日以前の出願について
  - ・ 国際出願は少なくとも一つの指定国を含んでいなければならない
  - ・ 予備的な指定については、優先日から15ヶ月を経過する前に指定国の指定の確認をしなければならない
  - ・ 全ての出願人の署名が必要
2. 2004年1月1日以降の出願について
  - ・ 願書を提出することにより、国際出願日においてPCTに拘束される全ての締約国の指定がなされる
  - ・ 出願人のうち少なくとも一人の署名が必要

### 国際出願を構成する要素

#### Elements making up the international application

- 願書（様式 PCT/RO/101、又はコンピュータ作成の願書）（第 3 条(2)）
- 明細書（第 3 条(2)）
- 1 以上の請求項（第 3 条(2)）
- 要約（国際出願日に影響することなく後から提出可能）（第 3 条(2)、第 3 条(3)）
- 図面（必要な場合）…後から提出すると、特定の条件のもとで、国際出願日がより後の日とされる（第 3 条(2)、第 14 条(2)）
- 明細書の配列リスト（配列表）部分（必要な場合）（規則 5.2(b)）
- 寄託された微生物又は他の生物材料に関する表示（いくつかの指定官庁（例えば日本）は、国際出願日における明細書内又は国際出願内にその表示をすることを要求している）（規則 13 の 2）

### 国際出願に付属する要素

#### Elements which may accompany the international application

- 国際調査又は国際公開のための国際出願の翻訳文（必要な場合）
  - －国際出願日に影響することなく後から提出できる（規則 12.3、12.4）
- 別個の委任状又は包括委任状の写し（代理人又は共通の代表者が選任されている場合）
  - －国際出願日に影響することなく後から提出できる（規則 90.4、90.5）
- 先の出願（国内、広域又は国際出願）の優先権が主張されている場合の優先権書類
  - －国際公開日までに提出できる（規則 17.1）
- 実施細則の附属書 C に定める基準を満たす配列リスト（配列表）（必要な場合）（一般にコンピュータ読み取り可能な形式（ディスクレット））
  - －国際出願日に影響することなく後から提出できる。（規則 13 の 3）

## 国際出願の署名（規則 4.15、26.2 の 2(a)）

### Signature of the international application (Rule 4.15、26.2bis(a))

1. 原則として、願書には「出願人」又は「出願人及び発明者」として記載された全ての者（法人又は自然人）によって署名されなければならない  
しかしながら：出願人のうち一人だけが署名した場合であっても、他の出願人の署名の欠落は欠陥とはみなされない（2004年1月1日以降に出願された国際出願についてのみ；それより前に出願されたものについては全ての出願人の署名が必要）  
注意すべき事項として：取下げに関する通知に関しては、全ての出願人により、又は全ての出願人の代理となる者の署名が必要とされる（出願人／発明者を含む）  
ただし：指定官庁は、当該指定官庁に対する出願人であって、願書に署名をしていない出願人について、署名によって国際出願の確認を要求することができる
2. 出願人として記載されていない者による署名  
（出願人のための---出願人に代わる---出願人から承諾を受けた署名者としての）  
➤ 受理官庁が適用する国内法令による
  - －出願人が法人である場合における、法人の代表者又は従業員（代表者又は従業員は、弁理士又は特許代理人である必要はない）
  - －出願人が法律行為能力を有しない自然人である場合の法定代理人
  - －出願人が倒産した企業である場合の法定代理人
3. 「発明者のみ」と表示された者は、願書に署名する必要はない
4. 願書が出願人ではなく代理人によって署名されている場合には、全ての出願人によって署名された別個の委任状を提出しなければならない（つまり別個の委任状の正本又は包括委任状の写し）  
しかし：複数ある出願人のうちの一人の署名による委任状が提出された場合には、他の出願人の署名による委任状の欠落は欠陥とはされない（2004年1月1日以降に出願された国際出願についてのみ；当該日より前に出願されたものについては、全ての委任状が提出されなければならない）  
ただし：2004年1月1日以降に出願された国際出願については、別個の委任状又は包括委任状の写しの提出要件を放棄している受理官庁がある可能性がある（「委任状提出要件の放棄」参照）
5. 米国が指定されており、米国に対する発明者／出願人が願書又は委任状に署名することを拒否する場合、あるいは相当な努力をしてもその人を発見又は連絡することができない場合には、以下のことを条件として、当該発明者／出願人は願書又は委任状に署名する必要はない
  - －署名の欠如について受理官庁が満足するように説明した書面が提出されること；かつ、
  - －願書又は委任状が少なくとも他の出願人の一人によって署名されていること

### 国際段階において特定の申立てを含めること

#### Inclusion of certain declarations during the international phase

- 目的：国際段階において、特定の国内段階の要件を先取りして行うことができるようにする（規則 51 の 2.2）
- 願書に含めるか、後で提出するかは選択可能
- 申立ては、以下の項目に関する（規則 4.17）：
  - ・ 発明者の特定
  - ・ 出願し及び特許を与えられる国際出願日における出願人の資格
  - ・ 先の出願に基づく優先権を主張する国際出願日における出願人の資格
  - ・ 発明者である旨の申立て（米国を指定国とする場合のみ）
  - ・ 不利にならない開示又は新規性喪失の例外
- 申立ては、実施細則のセクション 211 から 215 に記載の標準文言で構成されなければならない
- 申立てがなされたならば、指定／選択官庁は、その申立ての真実性に合理的な疑義がある場合にしか、資料や証拠を求めることはできない\*（不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する証拠は除く）

---

\* 国際事務局に通知してきた特定の指定官庁には適用されない（その官庁のリストについては、*PCT Gazette* NO. 05/2001 of 1 February 2001 及び関連の *PCT Applicant's Guide, Volume II, Summary* を参照されたい）

#### 発明者である旨の申立て（米国を指定国とする場合のみ）

##### Declaration of inventorship (Rule 4.17(iv))

##### (Only for US designation)

- すべての発明者について、同じ申立てに名前を記載する必要がある
- 申立てには署名と日付が記載されなければならない、但し、出願と一緒に提出され、願書にすべての発明者（出願人として名前が記載されている）の署名がある場合は除く
- 署名は（同じ）申立ての別部に記載されてもよい
- 署名は原本である必要はない（FAX、コピー）
- DO/US は、国際出願が押印を署名として受け付けている受理官庁に提出された場合、押印を署名として受け付ける
- 先の出願については、US 以外の国に出願された出願であって、PCT 出願において主張された最先の優先日より前の出願日を持つもののみを記載すればよい

**申立ての補充又は追加（規則 26 の 3）**  
**Missing or incorrect declarations (Rule 26ter)**

- 出願人は、規則 4.17 に基づいてなされた申立ての補充又は追加をすることができる
- 期限：優先日から 16 ヶ月が経過するまで（16 ヶ月経過後であっても国際公開の技術的準備が整う前に国際事務局に申立てが受理された場合には認められる）
- 受理官庁又は国際事務局は、要件に従った記載がなされていない場合、又は、発明者である旨の申立て（規則 4.17(iv)）において要件に従って署名がなされていない場合には、出願人に申立ての補充を求めることができる

**申立ての国際公開及び指定官庁への送達**  
**International publication and communication to designated Offices**

- 適切な期限内に受理された申立ては、公開パンフレットのフロントページで言及される
- 申立ての写しは、指定官庁又は関係官庁に通知される
- 不利にならない開示又は新規性喪失の例外に関する申立ては、パンフレットのなかで言及され、パンフレットの一部として公開される

**規則 4.17 に基づく申立て：その他の事項**  
**Declarations referred to under Rule 4.17: Additional issues**

- 標準文言に従っていないので、国際段階で申立てのために国内様式を使ってはいけない（例えば、発明者である旨の申立て／委任状を組み合わせたもの）
- 申立てが国際出願日以降に提出された場合、追加頁分の手数料は要求されない
- 欠陥のある申立てが国際段階の間に補充されない場合
  - －国際事務局での申立てに関する手続きに影響はない
  - －指定官庁／選択官庁は欠陥のある申立てを受け入れる可能性もある
- 申立ての取下げに関する規定はない

**発明者である旨の申立てに関するその他の留意事項**

- ・ 申立てを国際出願後に提出する場合、申立てに国際出願番号を記入する必要がある
- ・ 発明者の名前及び住所をローマ字以外の文字（日本語を含む）で記載する場合には、横にローマ字でも表示しなければならない
- ・ 発明者が願書に署名し、かつ申立てと一緒に提出される場合には、申立てには発明者の署名は必要ない → 今後は、申立てにも署名することを推奨
- ・ 別部（コピー）に署名する場合には、各コピーは申立ての全ての部分（続葉の発明者情報を含む）を含むものでなければならない

PCT ニュースレター（2005 年 4 月号及び 5 月号）実務アドバイスより

## 国際出願の様式上の要件（規則 11）

### Physical requirements of the international application (Rule 11)

1. 全ての用紙は A4 サイズの紙（規則 11.5）
2. 行の間隔：明細書、請求の範囲、要約のページは、1.5 文字の幅（規則 11.9(c)）
3. 明細書、請求の範囲、要約、図面における最小及び最大の余白（規則 11.6）
4. 出願人又は代理人の書類記号の表示（規則 11.6(f)及び実施細則 109 号）
  - －最大 12 文字(半角英数字)、用紙の上部余白の左隅、用紙の上端から 1.5cm 以内
5. 用紙のページ番号付与（規則 11.7 及び実施細則 207 号、311 号）
  - －用紙の上端又は下端の中央で、余白に入らないこと
  - －4 つの番号系列：願書
    - 明細書、請求の範囲、要約
    - 図面（必要ならば）
    - 明細書の配列リスト部分（必要ならば）
6. 図面特有の要件（規則 11.13）
  - 推奨：図中に文章を書かないこと（国内段階での翻訳の問題を避けるため）

### 願書／The request

1. 印刷された願書様式（様式 PCT/RO/101）
  - －定期的に改訂される
  - －受理官庁又は国際事務局から無料で入手できる
  - －「PCT 出願人の手引」の第 I/B 巻附属書 X にマスターコピーがある
  - －インターネットからも入手可能（<http://www.wipo.int/pct/en/index.html>）
2. コンピュータで作成した願書（規則 3.1、3.4 及び実施細則 102 号(h)）
  - －レイアウト及び内容は印刷された様式に対応しなければならない（記載欄の省略はできない）
  - －若干の調整は許容される。
  - －印刷された願書様式にイタリック体で表示された文章は省略しても良い。
3. PCT-SAFE（EASY 形式）願書（規則 89 の 3 及び実施細則 102 号の 2）
4. 電子形式による国際出願を認めている受理官庁においては、実施細則の第 7 部及び附属書 F に適合した国際出願の電子出願

**日本の出願人が選択しうる出願形式**  
**Filing Modes of international applications by JP applicants**

	XML 形式での電子出願		PCT-SAFE <sup>1</sup> (EASY 機能)		紙	
	JPO オンライン	PCT-SAFE				
必要なソフトウェア	パソコン出願ソフト 3	PCT-SAFE Client PCT-SAFE Editor	PCT-SAFE Client		なし	
受理官庁	JPO	IB <sup>2</sup>	JPO	IB	JPO	IB
送付媒体	ISDN	インターネット 物理媒体 (DVD 等)	FD 及び紙を 郵送又は持参		紙を 郵送又は持参	
出願言語	日本語	英語 <sup>3</sup>	日本語又は英語		日本語又は英語	
国際出願手数料の減額	26,400 円	300 スイスフラン	8,800 円	100 スイスフラン	なし	
配列リスト 400 頁超部分の不算入 <sup>4</sup>	○	○	×	○	×	○

- 1 2004 年 1 月 1 日をもって PCT-EASY は PCT-SAFE に統合されました。
- 2 受理官庁としての国際事務局 (RO/IB) 発行の電子証明書を取得する必要があります (公開鍵基盤 (PKI) サービスによる電子署名と電子データの安全性確保のため)。
- 3 PCT-SAFE Editor には日本語機能がサポートされていません。
- 4 ヌクレオチド又はアミノ酸の配列リスト及び／又はテーブルを電子形式で電子記録媒体 (CD・DVD 等) で提出した場合には、実際のページ数に関係なく 400 頁分の手数料を支払います (この取扱いは JPO では採用されていません)。XML 形式で電子出願した場合には、配列リスト及び／又はテーブルの実際のページ数に基づいて手数料が計算されますが、400 頁を超えた部分については手数料を支払う必要がありません (なお、JPO では配列テーブルを含む場合には電子出願することができません)。

なお、上記表には掲載していませんが、PCT-SAFE を利用することにより、国際事務局 (RO/IB) を受理官庁として、文字コード形式 (XML 形式) によらない電子出願 (PDF、TIFF 等) をすることもできます。その場合の国際手数料の減額は 200 スイスフランです。

---

## PCTに基づく代理人及び共通の代表者

### Agents and common representatives under the PCT

---

#### 代理人及び共通の代表者(規則 90)

#### Agents and common representatives (Rule 90)

1. 誰が代理人として行動できるか？
  - 受理官庁 (RO) に対して、業として手続をとる権能を有する者は誰でも (弁護士、弁理士等)、国際事務局 (IB)、国際調査機関 (ISA)、国際予備審査機関 (IPEA) に対して手続をとる権能を有する (第 49 条)
  - ISA 及び/又は IPEA に対して業として手続をとる権能を有する者は、特に当該 ISA 及び/又は IPEA に対する手続を行う代理人として選任されることができる (規則 90.1(b)、(c))
  - 復代理人は、代理人によって選任される (規則 90.1(d))
2. 誰が共通の代理人か？
  - 全ての出願人によって選任された代理人
3. 誰が共通の代表者として行動できるか？
  - 国際出願を行う資格のある (すなわち PCT 締約国の国民又は居住者である) 出願人のうちの一人が、共通の代表者として他の全ての出願人により選任されることができる
  - 共通の代理人又は共通の代表者が選任されていない場合は、願書で最初に名前が記載され、かつ国際出願が提出された RO に対して国際出願を提出する資格がある出願人が、自動的に共通の代表者と「みなされる」
4. 共通の代理人又共通の代表者による (又は対する) 行為は、以下の場合を除いて、関係出願人による (又は対する) 行為としての効果をもつ。
  - 「みなされた」共通の代表者による取下げの行為 (規則 90.3(c)、90 の 2.5(a))
  - RO が委任状提出を求めておらず (規則 90.4 及び 90.5)、全ての出願人により署名された委任状を提出していない場合における、代理人又は共通の代表者による取下げの行為 (規則 90 の 2.5(a))

#### 代理人及び共通の代表者の選任(規則 90.4~90.6)

#### Appointment of agents and common representatives (Rules 90.4 to 90.6)

1. 代理人及び共通の代表者は以下のいずれかの方法で選定することができる
  - 願書又は予備審査請求書において
  - その国際出願に対応する別個の委任状において
  - 出願人の名義で提出された全て国際出願に対する包括委任状において
2. 包括委任状は RO、又は場合によって ISA もしくは IPEA に提出する
3. 代理人の解任及び代理人による辞任については、規則 90.6 を参照

### 委任状提出要件の放棄（規則 90.4(d)及び 90.5(c)）

#### Waiver of requirement that power of attorney has to be furnished (Rule 90.4(d) and 90.5(d))

1. 2004年1月1日から、以下の書類の提出要件が放棄される可能性がある
  - 別個の委任状；及び／又は
  - 包括委任状の写し
2. しかしながら、全ての官庁及び機関は、基本的に要件を放棄したとしても、特別な場合には委任状の提出を求める可能性がある
3. 要件の放棄（及び場合によってその条件）は、要件を放棄した官庁又は機関についてのみ適用される
4. 要件を放棄した官庁又は機関についての情報は、PCT ガゼット、PCT ニューズレター、PCT 出願人の手引き及び WIPO のインターネットページ上に掲載される

#### 委任状提出要件の放棄について（通報状況）

JPO：受理官庁、国際調査機関、国際予備審査機関としての JPO は、委任状の提出要件を放棄しました。ただし、出願時に願書に記載されていない代理人又は共通の代表者が出願後に手続きする場合、及び、代理人の権限に疑義のある場合には、委任状の提出を求められます。

EPO：受理官庁、国際調査機関、国際予備審査機関としての EPO は、委任状の提出要件を放棄しました。ただし、願書に記載されていない代理人によって手続きがなされた場合又は代理人の権限に疑義のある場合には、委任状の提出を求められます。なお、願書に記載されていない代理人によって手続きがなされた場合であっても、代理人とされる者が願書に記載されている代理人と同一の事務所に所属する場合、又は、代理人とされる者及び願書に記載されている代理人が共に出願人、又は出願人が複数あるときには共通の代表者、の従業者である場合には、委任状の提出は求められません。

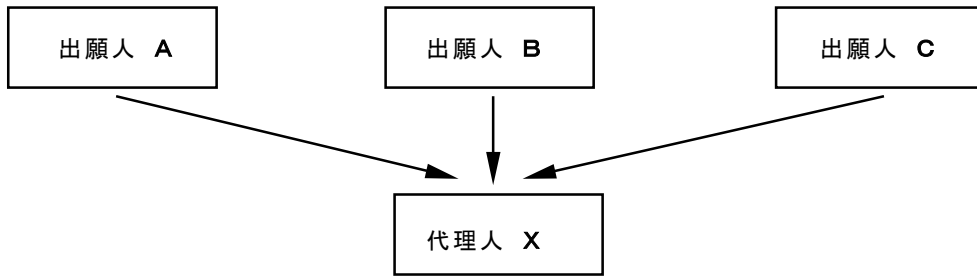
IB：国際事務局は、2005年1月1日から委任状の提出要件を放棄しました（ただし、国際出願日が2004年1月1日以降のものについてのみ。なお、受理官庁としての国際事務局は、既に委任状提出要件を放棄しています）。したがって、以下の書類の提出に際して、委任状を提出する必要はありません。

19条補正書／優先権主張の補充申請書／見解書に対する非公式のコメント  
記録の変更届（新しい代理人により署名された代理人変更届を除く）

しかしながら、以下の場合には引き続き委任状が必要とされます。

- ・ PCT 規則 90 の 2 に規定される取下げの通知…当該通知には、全ての出願人の署名、又は、全ての出願人が署名した委任状により選任された代理人又は共通の代表者の署名が必要。
- ・ 出願時に願書に記載されていない代理人又は共通の代表者を選任する場合、又はこれらの者により書類を提出する場合。
- ・ 受理官庁が要件を放棄していない場合であって、当該受理官庁に記録の変更届や優先権主張の補充書面を提出する場合。

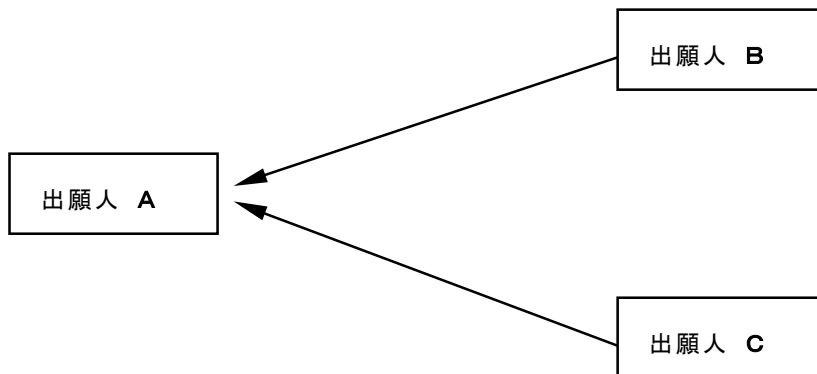
### 共通の代理人／Common agent



代理人 X は、全ての出願人によって選任されていれば共通の代理人である

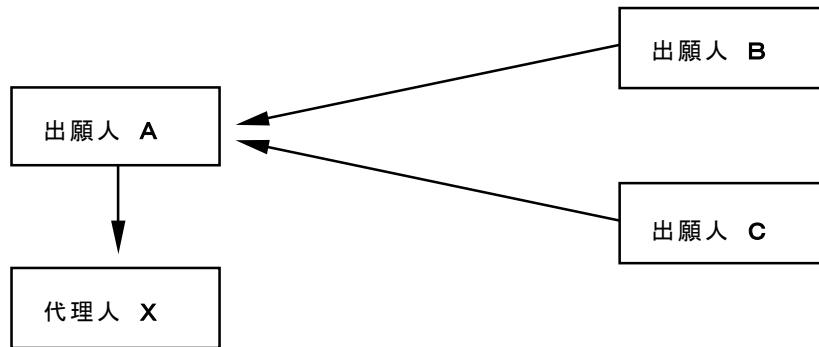
### 選任された共通の代表者（規則 90.2(a)）

#### Appointed common representative (Rule 90.2(a))



出願人 B 及び C が、出願人 A を彼らの共通の代表者として選任する  
これは、出願人 A が PCT 締約国の国民又は居住者の場合にのみ可能である

**選任された共通の代表者の代理人**  
**Agent of the appointed common representative**



出願人 A（例えば法人出願人）は、他の出願人（例えば出願人／発明者）から共通の代表者として選任されている場合、出願人 A が代理人 X を選任する

代理人 X は、選任された共通の代表者 A に代わって、全ての出願人のために、取下げを含む全ての書類に署名できる（規則 90.3(c)）。ただし、PCT の機関が委任状提出要件を放棄した場合には、委任状が提出されていることを条件とする

**「みなされた」共通の代表者（規則 90.2(b)）**  
**"Deemed" common representative (Rule 90. 2(b))**



この場合には、共通の代理人はおらず、かつ出願人は共通の代表者を選任していない。従って、出願人 A が「みなされた」共通の代表者となる（願書に最初に記載され、かつ国際出願が提出された RO に対して国際出願を提出する資格がある出願人）

出願人 A のみによって選任された代理人 X は、取下げを除いて、全ての出願人のために全ての書類に署名できる（規則 90.3(c)、90 の 2.5(a)）

---

**国際調査及びISAの見解書**  
**International Search and Written Opinion of the ISA**  
(2004年1月1日以降に出願された国際出願について)

---

**一般的事項**

1. 国際出願は全て国際調査という先行技術調査に付されます。現在、以下の国際調査機関が国際調査を行っていますが、日本の国民又は居住者の場合には、日本語出願では日本特許庁（JPO）、英語出願では日本特許庁（JPO）又は欧州特許庁（EPO）（出願人の選択による）が管轄の国際調査機関になっています。
  - －オーストラリア特許庁
  - －オーストリア特許庁
  - －カナダ知的所有権庁
  - －中華人民共和国知的所有権庁
  - －欧州特許庁
  - －日本特許庁
  - －特許登録国内委員会（フィンランド）
  - －韓国知的所有権庁
  - －ロシア特許庁
  - －スペイン特許商標庁
  - －スウェーデン特許庁
  - －米国特許商標庁
  
2. これらの調査機関のうち、どの調査機関が調査を行うのかについては、国内官庁又は広域官庁が受理官庁として行動する場合、この受理官庁は、WIPOの国際事務局と各国際調査機関との取決め内容の範囲で、受理した国際出願のサーチを管轄する1又は複数の国際調査機関を特定し、国際事務局に通知します。国際事務局が受理官庁として行動する場合には、その国際出願が国際事務局でなく本来管轄の国内官庁又は広域官庁に出願されたと仮定した場合に管轄となる機関が管轄国際調査機関となります。複数の機関が該当する場合には、出願人は、それらの中から1つを選択しなければなりません
  
3. 受理官庁が国際調査機関を特定する際には、機関によっては特定国の出願人のためにのみ国際調査を行う場合があるため、一定の制限を受けます。これらの制限は、上述の国際事務局と各国際調査機関の取決めに明記されています。

**調査手続**

4. 国際調査の目的は、「関連がある先行技術」と呼ばれるものを発見することにあります。PCTの定義によれば、「先行技術」は、書面による開示（図面、その他の図解を含む）によって世界のいずれかの場所において公衆が利用可能であるあらゆるものからなります。またその先行技術が、請求された発明の新規性、進歩性を判断するために役立ち得るものであり、かつ国際出願日の前に公衆が利用できたものであるならば、この先行技術は「関連がある」こととなります。
  
5. 国際調査で使用される文献は、いわゆる「PCT 最小限資料」によって構成されています。この

資料は、大雑把に言うと、フランス、旧ドイツ（1945年まで）、ドイツ連邦共和国（1949年から）、日本、旧ソヴィエト連邦及びロシア連邦、スイス（イタリア語文献を除く）、英国、米国、アフリカ広域工業所有権機関（ARIPO）、アフリカ知的所有権機構（OAPI）、ユーラシア特許庁（EAPO）及び欧州特許庁（EPO）により1920年以降に発行された特許文献からなります。また、国際事務局により公開された国際出願を含みます。さらに、上記以外の国で1920年以降に英語、フランス語、ドイツ語、スペイン語のいずれかで発行された特許文献のうち、優先権主張がなく、かつ当該国が各国際調査機関に対して利用可能な状態に整備しているものを含みます。加えて、この資料は135種の技術的な定期行物からなる非特許文献も含んでいます。

6. 各国際調査機関は、上述の「最小限資料」だけでなく、自ら利用可能な他の資料の調査も義務づけられています。なお、日本語特許文献については日本特許庁以外の調査機関で、また旧ソヴィエト連邦及びロシア連邦、及びユーラシア特許庁の特許文献についてはロシア特許庁以外の調査機関で、英語要約が利用可能である限り、これら特許文献は最小限資料とされます。
7. その国際出願の記載が有意義な調査を行うことができないほど不明瞭な場合には、国際調査機関は調査報告を作成しない旨の宣言を行うこととなります。また、国際調査機関が調査を拒否することができる規則39で列挙された6つのカテゴリー（例えば、科学の理論、診断方法、コンピュータプログラム）の何れか発明の主題が該当する場合にも同様の結果となります。
8. 国際調査機関は、その出願が発明の単一性の要件に適合するか否かを審査します。これは、国際出願が、一の発明、又は単一の一般的発明概念を形成するように関連した一群の発明に関するものでなければならないことを意味しています。
9. 国際調査機関は、発明の単一性の欠如を発見したならば、出願人に対して国際出願で請求された追加的な発明（発明の単一性から外れた発明）各々について追加調査手数料の支払を求めます。この場合、調査機関の審査官は、さほどの労力をかけることなく全発明について完全な調査ができる場合（追加手数料の支払は求めない）を除いて、調査手数料又は追加調査手数料が支払われた発明についてのみ調査報告を作成することとなります。この追加調査手数料の支払を求めないという調査機関の審査官の決断があったからといって、指定官庁が、特許査定（又は拒絶査定）に際して、規則13に基づき、発明の単一性の欠如に関する疑問を提起することを妨げるものではありません。
10. 国際調査報告は、関連があると認められた文献の引用、発明の主題の分類（国際特許分類）及び調査分野の表示を含んでいます。国際調査報告には、いかなる見解、意見又は説明の表明も記載されていません（ただし下記「国際調査機関の見解書」参照）。国際調査報告には、引用文献が関連する請求項の特定、引用文献のカテゴリーの表示（特に新規性の点で関連するのかが進歩性の点で関連するのか）に関する記載はあります。
11. 2004年1月1日以降に出願された国際出願については、国際調査機関は、国際調査報告の作成と同時に予備的かつ非拘束的な見解書を作成します。これは、請求された発明が新規性、進歩性及び産業上の利用性を備えているかについての見解を示すものであり、国際予備審査の過程において国際予備審査機関が作成する見解書と正に同じものです。

12. 見解書を作成する上で、先行技術の判断の基準日は、国際出願日、又は優先権が主張された場合にあっては優先日となります（規則 43 の 2.1(b)、64.1）。この基準日は、国際予備審査における基準日と一致していますが（規則 64.1）、国際調査報告を作成する上では国際出願日が適用される基準日となります（規則 33.1(a)）。国際調査機関の見解書は、国際調査報告が作成される言語で作成され、出願人及び国際事務局に国際調査報告とともに送達されます。
13. 国際調査機関は、調査用写しの受理から 3 ヶ月又は優先日から 9 ヶ月のうちいずれか遅く満了するまでに国際調査報告及び見解書を作成することになっています。
14. 国際調査機関の見解書に対して、出願人は国際事務局に非公式にコメントを提出することができます。このコメントに関しては PCT 規則に特別の規定は設けられていませんが、PCT 同盟総会での決定に基づいたものです。この非公式なコメントは、国際予備審査が請求されなかった場合において、出願人に、国際調査機関の見解書に対する反論を提出する機会を与えることを目的としています。国際調査機関の見解書に対しての正式な反論は、第 II 章の手続きの一部として第 34 条に基づいて国際予備審査機関に直接提出しなければなりません。
15. 国際予備審査報告が作成された場合又は作成される予定の場合を除いて、国際調査機関の見解書を基礎にして、国際調査機関の代わりに国際事務局が「特許性に関する国際予備報告（IPRP）（第 I 章）」を作成します。IPRP（第 I 章）は、出願人により提出された非公式なコメントとともに全ての指定官庁に送達されます。この IPRP（第 I 章）は、優先日から 30 ヶ月後に公衆に利用可能となります。
16. 国際調査機関は、国際調査報告及び国際調査機関の見解書の写しを出願人及び国際事務局に送付します。国際調査報告で引用された文献の写しは、国際調査機関によっては、出願人への報告に同封されている場合もありますが、そうでない場合には、手数料の支払いを条件として国際調査機関に請求することができます。

### 国際調査機関の手続きに関する経過措置

#### Transitional issues concerning the procedure before the ISA

1. 2004年1月1日より前に出願された国際出願について
  - ISAは国際調査報告のみを作成する
2. 2004年1月1日以降に出願された国際出願について
  - ISAは国際調査報告及びISAの見解書の両方を作成する

### 国際調査機関の任務

#### Duties of the International Searching Authority

1. 発明の単一性のチェック（規則 13、40）
2. 発明の名称のチェック（規則 37）、要約のチェック（規則 38）
3. 請求された発明の調査（第 15 条(3)、規則 33.3）
4. 明らかな誤りが次の書類にある場合、その誤りの訂正の許可（規則 91.1(e)）
  - －国際出願の願書以外の部分
  - －国際調査機関に提出された書類
5. 国際調査報告（ISR）の作成（規則 42、43）及び／又は国際調査報告を作成しない旨の宣言（第 17 条(2)）
6. 2004年1月1日以降に出願された国際出願については、ISAの見解書（規則 43 の 2）：つまり請求された発明の新規性、進歩性（非自明性）及び産業上の利用性についての最初の非拘束的な見解

### PCTにおける先行技術（第 15 条(2)及び規則 33）

#### Prior art under the PCT (Article 15(2) and Rule 33)

1. 先行技術とは、
  - －世界中の何れかの場所で、公衆に対して利用可能とされたものであり、
  - －書面により開示され、
  - －請求された発明が新規性、進歩性を有するかどうかの判断に役立ち得るものであり、
  - －国際出願日の前に公衆に利用可能となったもの
2. PCT 最小限資料（規則 34）

## 国際調査報告 (ISR) (規則 42 及び 43)

### International search Report (ISR) (Rules 42 and 43)

1. 国際調査報告には、次の事項が含まれる。
  - －IPC (国際特許分類) 記号
  - －調査を行った技術分野の表示
  - －発明の単一性の欠如に関する表示
  - －関連する先行技術文献のリスト
  - －特定の請求の範囲 (全ての請求の範囲ではない) について有意義な調査ができなかったことに関する表示
2. 国際調査報告は (ISA の見解書とともに)、ISA による調査用写しの受理の日から 3 ヶ月 (通常、優先権が主張されている場合には、優先日から 16 ヶ月) 又は優先日から 9 ヶ月のうちいずれか遅く満了する期間内に作成されなければならない

### 国際調査報告が作成されない場合

#### Cases where no international search report will be established

1. 国際出願が、ISA が調査を要しないとされている対象に関するものであり、調査を行わないことを決定した場合 (第 17 条(2)(a)(i)及び規則 39.1)
2. 明細書、請求の範囲又は図面が、いずれの請求の範囲に対しても有意義な調査を行うことができる程度にまで所定の要件を満たしていない場合 (第 17 条(2)(a)(ii))
3. 国際出願が、ヌクレオチド及び/又はアミノ酸の配列の開示を含んでいるが、その配列リストが提出されていないか、若しくは提出された配列リストが実施細則の附属書 C で規定されている基準をみたしていないか電子形式のものでない場合 (規則 13 の 3.1(c))

その結果 :

- －ISA は、国際調査報告を作成しない旨を宣言し、その宣言は出願とともにパンフレットの一部分として公表される (規則 48.2(a)(v))
- －出願は有効であるが、IPEA は審査の基礎となる国際調査報告がないので、通常は国際予備審査を行うことができない (規則 66.1(e))

## 国際調査機関の見解書（規則 43 の 2）

### Written opinion of the ISA (Rule 43bis)

（2004 年 1 月 1 日以降に出願された国際出願について）

1. 以下の事項についての最初の非拘束的な予備的見解
  - －新規性（非予見性）
  - －進歩性（非自明性）
  - －産業上の利用性
2. 見解書は、全ての国際出願について作成される
3. 見解書は、ISR とともに送付される
4. 見解書は、出願とともに公開されない
5. ISA の見解書に対しての正式な反論手続きはない  
ただし、出願人は見解書に対する非公式なコメントを国際事務局に提出できる；国際事務局はこのコメントを IPRP（第 I 章）が指定官庁に送達される場合には一緒に送達する
6. 出願人が国際予備審査を請求しない場合には、
  - ISA の見解書に基づいて、国際事務局が「特許性に関する国際予備報告」IPRP（第 I 章）を作成する
  - IPRP（第 I 章）及び出願人からの非公式なコメントは、
    - ・ 指定官庁に送られる
    - ・ 公衆に利用可能になる（しかし、国際出願及び ISR のように「公開」はされない）
    - ・ ただし、優先日から 30 ヶ月が経過する前にはなされない
7. 出願人が国際予備審査を請求する場合には、
  - ISA の見解書が国際予備審査機関（IPEA）の見解書になる（例外：IPEA は特定の ISA が作成した見解書を受け入れないことを決定できる）
  - 出願人による ISA の見解書に対する非公式なコメントは IPEA には送付されない（第 34 条の補正／抗弁のみ）
  - 国際予備審査報告が作成された場合には、国際事務局に提出された非公式なコメントは指定官庁又は選択官庁に送付されない

**国際調査機関としての EPO の管轄の制限**  
**Limitation of the competence of the EPO as ISA**

- 国際調査機関（ISA）としての EPO は、2002 年 3 月 1 日以降に出願された以下の国際出願については国際調査を行わない：
  - － 受理官庁としての米国特許商標庁（RO/US）に出願されたもの、又は
  - － 受理官庁としての国際事務局（RO/IB）に出願されたもので、少なくとも一人の出願人が米国の国民又は居住者で、出願人のいずれも EPC 締約国の国民又は居住者でない場合で、かつ、
  - － その国際出願が、ビジネス方法の分野における特定の 카테고리に関する特許請求の範囲を一つ以上含む場合
- バイオテクノロジーの分野に属する特許請求の範囲に関する制限は、2004 年 1 月 1 日以降に出願された国際出願には適用されない；背景及び詳細については、PCT ニュースレター No.12/2001、01/2002 及び 11/2003 を参照されたい（特に関連の技術分野のリスト（IPC 及び US 分類による））

**ISA 見解書に対する非公式なコメント（留意事項）**

- ・ 国際事務局に直接提出すること
- ・ 提出書類に「非公式なコメント」と明示すること
- ・ 19 条補正書の提出とは別の機会に提出可能。同時に提出する場合には、19 条補正書とは別の書類で提出すること（19 条補正書は国際公開されるが非公式のコメントは公開されない）
- ・ 国際事務局は受理通知を送付する
- ・ 優先日から 28 ヶ月以内に提出することを推奨
- ・ 国際予備審査が請求された場合には指定官庁に送付されない
- ・ 優先日から 30 ヶ月を経過した後、国際事務局にて公にされる（閲覧の対象になる）
- ・ コメントをどの程度まで参酌するかは指定官庁の裁量
- ・ 指定官庁はコメントの翻訳を要求できる

PCT ニュースレター（2004 年 10 月号）実務アドバイスより

---

## 国際公開 International Publication

---

1. 国際事務局は、国際出願を国際公開する責任を有しません（第 21 条）。この国際公開は、優先日から 18 ヶ月が経過した後速やかに行われます。従って、国際出願が先の出願に基づく優先権を主張し、かつ、優先期間の最後に出願される場合には、通常の場合、国際出願の出願から国際公開まで 6 ヶ月しかありません。国際公開は、出願人の明示の請求によって早期に行うことができます。
2. 国際公開は、出願人によって出願された国際出願の全文を含みます。しかし、願書そのものは公開されず、代わりに願書から抽出した主な書誌事項を含む表題頁（フロント頁）が公開されます。この国際公開は、国際調査報告及び出願人が提出した第 19 条に基づく請求の範囲の補正も含みます。国際出願の公開は、パンフレットの形式で行われます。
3. このパンフレットは、国際出願が公開言語（中国語、英語、フランス語、ドイツ語、日本語、ロシア語又はスペイン語）で出願された場合は、その出願の言語で公開されます。
4. 国際出願が公開言語以外の言語で提出された場合には、パンフレットは、公開言語の一つであるため、国際調査のために出願人が提出した翻訳文の言語、又は国際調査のために翻訳文が求められていない時には国際公開のためだけに提出された翻訳文の言語で公開されます。
5. パンフレットが英語によって公開されない場合は、発明の名称、要約及び国際調査報告の英語への翻訳文がパンフレットに含まれます。
6. 国際公開の法的効果は、指定国の国内法令に依存します。国内出願の公開によって「仮保護」が認められる国内法令の下では、一般的に、公開された国際出願に対しても同じ保護が認められます。
7. パンフレットは、PCT ガゼットにおいてその公開についての告示が発表されるのと同じ日に、公に利用可能となります。PCT ガゼットは、紙形式（パンフレットのフロント頁に含まれる書誌事項を含む）と電子形式（WIPO ウェブサイトにて）（書誌事項、パンフレットのフロント頁に掲載されている図面、要約を含む）の 2 つの形式で利用可能です。電子形式のものからは、公開されたパンフレットのイメージ及び明細書と請求の範囲のフルテキストへのリンクが提供されています。
8. 上述の PCT ガゼットは、国際事務局によって毎週（通常は木曜日に）発行されています。PCT ガゼットには、各国際出願の国際公開に関する告示と索引のみならず、PCT に関する他の一般情報も含まれています。
9. 国際事務局は、国際出願を各指定官庁に送達する責任を負っています（第 20 条）。この送達は、指定官庁の要求に基づいて、また要求された時に行われます。出願人はこの送達について通知を受けます（様式 PCT/IB/308(a)(b)）。
10. 国際事務局は、国際出願の指定官庁への送達には、国際公開のために作成されたパンフレットを用いています（規則 47.2）。

## 国際公開（第 21 条及び規則 48）

### International publication (Article 21 and Rule 48)

- 優先日から 18 ヶ月経過後速やかに
- パンフレット（中、英、仏、独、日、露、西のいずれかの言語）
  - 内容
    - － 書誌事項と要約とを含むフロント頁
    - － 明細書、請求の範囲、及び図面
    - － 第 19 条に基づく請求の範囲の補正（及び説明）
    - － 国際調査報告
  - 言語：発明の名称、要約及び国際調査報告は常に英語訳も含む
  - 国際事務局（IB）より出願人及び指定官庁（DO）に送達される
- 電子形式での PCT ガゼット（英語及び仏語）：書誌事項、発明の名称、要約、1 つの図面
- 紙形式での PCT ガゼット（英／仏二か国語版）：書誌事項、発明の名称
- 米国の留保事項：指定国が米国のみの場合には、国際公開は米国特許の発行まで延期される（第 64 条(3)(b)）
- DO に国際出願の写しが送達された旨の IB からの通知は、当該出願の写しが DO に受領された証拠となる（規則 47(c) の 2)、様式 PCT/IB/308)
- 出願人は、国際公開の内容及び国内段階移行の期限を監視すべきである

## 国際公開の周期

### Frequency of international publication

- 国際公開（PCT パンフレット及び PCT ガゼット）は、毎週木曜日に行われている
  - ただし、その日が国際事務局が閉庁されている場合（例えば 5 月下旬のキリスト昇祭 (Ascension) の休日、9 月の第 1 日曜日後の木曜日、クリスマス／年始の期間）を除く
- このような場合、必要に応じて国際事務局に公開日がいつになるかを問合せると良い（前日の水曜日に振り替えられることが多いが、常にそうなるとも限らない）

## 国際公開のための技術的準備

### Technical preparation for international publication

1. 国際公開のための技術的準備は、通常の場合、実際の公開日の 15 日前に完了する

例えば：国際公開日が 2005 年 1 月 20 日（木）の場合、

技術的準備の完了日は 2004 年 1 月 5 日（水）となる

従って、国際事務局に 2005 年 1 月 5 日（水）より前に到着したいかなる書類も、国際公開において反映される（例えば、名称又はあて名の変更、第 19 条に基づく請求の範囲の補正、国際出願／指定／優先権主張の取下げ）

2. 技術的準備は、国際公開日が国際事務局の公休日のため「通常の」木曜日でない場合や国際公開日前の 15 日間に多くの公休日があった場合には、その国際公開日の 15 日前よりも早く完了するであろう。疑わしい場合は、国際事務局に問合せるとよい

## 国際公開の効果

### Effects of international publication

1. 国際公開は、審査を経ていない国内出願の強制的な国内公開について当該指定国の国内法令が定める効果と同一の効果を有する（第 29 条）
  - 仮の保護は以下の条件を伴うものである可能性がある
    - ・ 翻訳文（請求の範囲のみの場合あり）の提出
    - ・ PCT に基づいて公開された国際出願の写しの指定国による受領、及び／又は
    - ・ 第 21 条(2)(b)による早期公開がなされた場合は、優先日から 18 ヶ月の経過
  - 各国の要件に関するさらなる情報については、「PCT 出願人の手引」第 I/A 巻附属書 B1 及び B2 を参照
2. 公開された PCT 出願は、国際公開日に先行技術となる（規則 34.1(b)(ii)）

### 国際出願の公開の回避（規則 90 の 2.1(c)）

#### Preventing publication of the international application (Rule 90bis.1(c))

どのように いつ 取下げの通知は	— 国際出願を取下げることにより — 国際公開の技術的準備の完了前に
	— 書面によらなければならない（PCT/IB/372 様式の利用が推奨される） — 全ての出願人により、又は全ての出願人に代わって（選任された共通の代理人又は選任された共通の代表者により）署名され、かつ、 — 公開の技術的準備の完了前に国際事務局に到達しなければならない
安全措置	— 国際事務局による取下げ通知の受領が公開回避のために間に合った場合にのみ取下げがなされることを条件とするべきである
結果的に	— 国際出願は公開されず、その出願の効力は消滅する。

### 国際出願の公開の延期（規則 90 の 2.3(d)、(e)）

#### Postponing publication of the international application

##### (Rule 90bis.3(d) and (e))

どのように いつ 取下げの通知は	— 優先権主張（最先の）を取下げることにより — 国際公開の技術的準備の完了前に
	— 書面によらなければならない（PCT/IB/372 様式の利用が推奨される） — 全ての出願人により、又は全ての出願人に代わって（選任された共通の代理人又は選任された共通の代表者により）署名され、かつ、 — 公開の技術的準備の完了前に国際事務局に到達しなければならない
安全措置	— 国際事務局による取下げ通知の受領が公開延期のために間に合った場合にのみ取下げがなされることを条件とするべきである
結果的に	— 優先日に基づいて計算された全ての満了していない期限が、新たな優先日又は国際出願日に基づいて再計算される。例えば、 <ul style="list-style-type: none"><li>・ 国際公開</li><li>・ 予備審査請求の提出</li><li>・ 国内段階移行</li></ul>

---

## 国際予備審査の請求 Filing of Demand for International Preliminary Examination

---

### 国際予備審査請求に関する経過措置 Transitional issues concerning the filing of demands for international preliminary examination

- 2004年1月1日より前に出願された国際出願であって、2004年1月1日より前に請求がなされたものについて：
  - － 予備審査請求書には、選択資格のある全ての指定国の選択が提供されている；ただし、特定の国を選択から除外することができる
  - － 全ての出願人が署名しなければならない
  - － 後にする選択が可能
- 2004年1月1日より前に出願された国際出願であって、2004年1月1日以降に請求がなされるものについて：
  - － 予備審査の請求は、自動的に全ての指定国の選択を構成する
  - － 自動的な選択から特定の国を除外することはできないが、後から選択を取下げることが可能
  - － 少なくとも一人の出願人の署名が必要
  - － 後にする選択は不可能
- 2004年1月1日以降に出願された国際出願について：
  - － 予備審査の請求は、自動的に全ての指定国の選択を構成する
  - － 自動的な選択から特定の国を除外することはできないが、後から選択を取下げることが可能
  - － 少なくとも一人の出願人の署名が必要
  - － 後にする選択は不可能
  - － 予備審査の請求は規則 54 の 2.1(a)に規定される期限内になされる必要があるが、いくつかの官庁においては依然として 19 ヶ月の期限が適用される
  - － 第 34 条に基づく補正及び／又は抗弁は、予備審査の請求と同時に、又は規則 54 の 2.1(a)に規定される期限内に提出するべきである

### 請求する資格のある者（第 31 条(2)(a)及び規則 54.2） Who is entitled to make a demand (Article 31(2)(a) and Rule 54.2)

- 出願人（出願人が 2 人以上いる場合にはそのうちの少なくとも 1 人）が以下に該当する場合には予備審査を請求する資格を有する
  - － 第 II 章に拘束される PCT 締約国\*の国民又は居住者であって、かつ、
  - － その出願人の国際出願が、第 II 章に拘束される締約国\*の受理官庁又はその締約国のために行動する受理官庁に出願されていること

---

\* 現在、全ての締約国が PCT 第 II 章に拘束される

## 国際予備審査の基本事項

### Basics of international preliminary examination

1. PCT 第 II 章に拘束される締約国の出願人が利用できる任意選択的な手続（現在、全ての締約国が PCT 第 II 章に拘束される）
2. 第 II 章に拘束され、かつ指定がなされた全ての締約国の自動的な「選択」を含む「予備審査請求書」を国際予備審査機関（IPEA）に直接提出しなければならない（現在、全ての締約国が PCT 第 II 章に拘束される）
3. IPEA による、新規性、進歩性及び産業上の利用可能性に関する予備的、非拘束的な見解が得られる
  - －特許性に関して各選択国の国内法令に基づいた見解を提供するものではない
4. 選択国の国内段階に移行する前に、国際出願の全体について補正する機会が出願人に与えられる
5. 第 22 条(1)に基づく 20 ヶ月の期限が引き続き適用される指定官庁に関して、優先日から 19 ヶ月以内に予備審査が請求された場合には、国内段階移行期限が優先日から 20 ヶ月から 30 ヶ月まで延長される

## 国際予備審査の請求先（規則 59）

### Where to file the demand (Rule 59)

1. 管轄国際予備審査機関（IPEA）に直接提出する
2. 管轄 IPEA は、
  - －RO により特定されており、
  - －RO により 2 以上特定されている場合は、出願人が IPEA を選択する
3. IPEA の選択を行う際に、出願人が注意すべき事項
  - －その IPEA で認められる言語
  - －特定の ISA で国際調査された国際出願のみを対象とする IPEA がある（例えば、IPEA/EP、IPEA/US）
4. RO としての IB に国際出願がなされた場合、管轄となる IPEA は、出願人の国籍又は居所に基づいた管轄 RO にその国際出願がなされていたと仮定した時に管轄となるであろう IPEA である
5. IPEA の選択は、予備審査請求書の最初の頁に表示する

## 国際予備審査請求書の管轄 IPEA への送付（規則 59.3）

### Transmittal of demand to competent IPEA (Rule 59.3)

1. 請求が、管轄しない IPEA、RO、ISA 又は IB に提出された場合、それらの機関又は官庁は、
  - －請求書に受理の日付を記載し、
  - －その請求書を IB に送付し、その後 IB は管轄 IPEA に送付する（管轄 IPEA が複数ある場合は出願人の選択による）、又は、
  - －その請求書を管轄 IPEA（管轄 IPEA が複数ある場合は出願人の選択による）に直接送付する
2. 管轄 IPEA に送付された請求書は、その請求書が RO、ISA、IB 又は管轄しない IPEA によって受理された日に管轄 IPEA に代わって受理されたものとみなされる

## 国際予備審査の請求時期

### At what time should a demand be filed

（2004 年 1 月 1 日より前に出願された国際出願について請求する場合）

- 国際段階のいつでも可能である
- ただし、2002 年 4 月 1 日以降も第 22 条(1)で規定する 20 ヶ月の移行期限を継続して適用する全ての指定官庁に対して、国内段階への移行期限を優先日から 30 ヶ月に繰り延べるためには、優先日から 19 ヶ月を経過する前に請求を行う必要がある
- 国際予備審査は、国際調査報告 (ISR)が利用可能となるまで開始されない
- 国際調査報告を受け取ったら、引用された先行文献を評価し、さらに手続きを進めるか否かを判断する。手続きを進める場合は、可能な限り速やかに予備審査を請求することによって、特許性に関する国際予備報告（第 II 章）の作成までの期間（通常、優先日から 28 ヶ月）を十分取ることができる

## 国際予備審査の請求時期

### At what time should a demand be filed

（2004 年 1 月 1 日以降に出願された国際出願について請求する場合）

- 次の期間のうちいずれか遅く満了する期間までにすることができる
  - －出願人への ISR 及び ISA の見解書の送付から 3 ヶ月
  - －優先日から 22 ヶ月（規則 54 の 2.1(a)）
- ただし、2002 年 4 月 1 日以降も第 22 条(1)で規定する 20 ヶ月の移行期限を継続して適用する全ての指定官庁に対して、国内段階への移行期限を優先日から 30 ヶ月に繰り延べるためには、優先日から 19 ヶ月を経過する前に請求を行う必要がある
- 国際予備審査は、規則 54 の 2.1(a)に規定する期限を経過する前には開始されない。ただし、出願人が明示的に早期の開始を請求した場合を除く
- 国際調査報告を受け取ったら、引用された先行文献を評価し、さらに手続きを進めるか否かを判断する。手続きを進める場合は、見解書を参酌して補正／抗弁とともに可能な限り速やかに予備審査を請求することによって、特許性に関する国際予備報告（第 II 章）の作成までの期間（通常、優先日から 28 ヶ月）を十分取ることができる

**請求書の署名（規則 53.8）**  
**Signature of demand (Rule 53.8)**  
**（2004年1月1日以降に予備審査を請求する場合）**

- 請求書において選択国のための出願人\*として表示された者のみが請求書に署名する必要がある
- 出願人が代理人又は共通の代表者を選任している場合は、その代理人又は共通の代表者が署名できる
- 選任された代理人又は共通の代表者がいない場合は、出願人のうちの一人が請求書に署名していれば十分（規則 60.1(a)の3）
- いくつかの機関では、別個の委任状又は包括委任状の写しの提出要件を放棄している（規則 90.4、90.5）

---

\* 米国に対する発明者／出願人が、署名するのが不可能又はその意志がない場合については、規則 53.8(b)、4.15(b)を参照

**国際予備審査請求書**  
**The demand form**

1. 印刷された請求書の様式（PCT/IPEA/401）
  - － 定期的に改訂される。
  - － 国際予備審査機関（IPEA）又は受理官庁（RO）から無料で入手できる
  - － 「PCT出願人の手引」第 I/B 巻の附属書 Y にマスターコピーが含まれている
  - － インターネットからも入手可能（[www.wipo.int](http://www.wipo.int)）
2. コンピュータで作成した請求書の様式（規則 53.1(a)及び実施細則 102(h)(i)）
  - － レイアウト及び内容についての願書様式に対する要件と同じ

**国際予備審査の請求書：内容（規則 53）**

**The demand for international preliminary examination: contents (Rule 53)**

国際予備審査請求書には、次の事項を記載しなければならない

- － 申立て
- － その国際出願を特定できる表示（例えば、国際出願番号）
- － 少なくとも1つの選択国の選択（2004年1月1日より前の請求についてのみ）
- － 第II章の下での出願人の氏名又は名称
- － 該当する場合は、代理人の氏名
- － 国際予備審査が行われるための基礎となる事項（補正に関する記述）
- － 国際予備審査のための言語
- － 少なくとも一人の出願人又は代理人の署名

**補充（訂正）により後の請求日となる欠陥**  
**Defects whose correction, if possible, will results**  
**in a later filing date of the demand**

- 請求をする適格者が一人もない（規則 54.2）
- 国際出願が特定できない（規則 60.1(b)）

第 22 条(1)に基づく 30 ヶ月の期限を適用していない官庁に関して補充を受領した日が優先日から 19 ヶ月経過後である場合には、請求書は有効であるが、国内段階への移行期限は優先日から 30 ヶ月まで繰り延べることができない

**請求日に影響を与えることなく補充（訂正）できる欠陥**  
**Defects which can be corrected without any adverse consequences**

- 管轄外の予備審査機関への請求書の提出（規則 59.3）
- 様式上の欠陥（規則 53.1）
- 申立ての欠落（規則 53.3）
- 出願人及び代理人に関する表示の欠陥（規則 53.4 及び 53.5）
- 請求書の言語（規則 55.1）
- 少なくとも一人の署名の欠如（規則 53.8、60.1(a)の 3）
- 第 34 条補正に言及しているが提出されていない（規則 53.9(a)(i)）  
【解決方法】規則 60.1 に基づく求めに回答して欠陥を補充（訂正）する
- 手数料の未払い又は不足（規則 58 の 2）  
【解決方法】指令に対して不足分を支払う（必要な場合、後払い手数料と一緒に）

**請求書の補充（訂正）をすることができない場合又は遅すぎる場合**  
**If correction on the demand can not be made**  
**or is made too late**

- 国際予備審査機関に対して明白な誤りの訂正を請求する（規則 91）
- 指定官庁又は選択官庁による検査を請求、及び訂正機会の利用（第 25 条、26 条、39 条(3)）

---

## 国際予備審査

### International Preliminary Examination

(2004年1月1日以降に出願された国際出願について)

---

1. 特許協力条約（PCT）の第Ⅱ章は、出願人に国際出願の国際予備審査を求める可能性を提供しています。国際予備審査は国際段階において出願人の任意選択によるものです。これは国内段階に入る前に、請求された発明が新規性、進歩性、産業上の利用可能性を有するかどうかに関する国際予備審査機関（IPEA）の見解が示された国際予備審査報告（特許性に関する国際予備報告（IPRP）（第Ⅱ章））を得ることができるという利益を出願人に与えます（第33条(1)）。
2. IPRP（第Ⅱ章）は、国内・広域官庁（選択官庁）の審査を拘束するものではありませんが、それは非常に説得力のあるものとして国内・広域官庁によって益々評価されてきており、いくつかの官庁では国内・広域段階における審査手数料を減額しています。さらに、出願人による国際予備審査の請求（国際予備審査請求書）が優先日から19ヶ月が経過する前に提出された場合には、第Ⅱ章に拘束される全ての指定官庁は、出願人が早期開始の請求をしない限り、優先日から少なくとも30ヶ月が経過するまで国内段階の開始を延期しなければなりません。
3. 国際予備審査の手続は、翻訳費用、国内手数料及び現地代理人費用等の相当な出費を伴う国内・広域段階への移行をするか否かを判断する前に、発明の商業的見込みや国内・広域段階における特許取得の見通しについて評価する時間と機会を出願人に与えます。さらに、国内・広域段階に入ったとき、国際予備審査の結果を活用できるため、選択官庁での処理が簡単になります。
4. **国際予備審査の請求をすることができる者：第Ⅱ章に拘束される国** 国際予備審査の請求は、出願人少なくとも1人がPCT第Ⅱ章に拘束される締約国の国民又は居住者であり、かつ国際出願が第Ⅱ章に拘束される締約国の受理官庁又はその締約国のために行動する受理官庁に提出されている場合にのみ行うことができます（第31条(2)(a)、規則54）。現在、全ての締約国が第Ⅱ章に拘束されています。
5. **国際予備審査請求書** 国際予備審査請求書では、出願人は国際出願において指定した全ての締約国を自動的に選択することになります。これらの国を「選択国」といいます（第31条(4)(a)）。
6. 国際予備審査請求書は、管轄の国際予備審査機関（IPEA）に提出しなければなりません。しかしながら、誤ってその国際予備審査に対して管轄しないIPEA、又はRO、ISA、IBに請求書が提出された場合には、その請求書は、その官庁又は機関によって直接管轄IPEAに送付されるか、又は先ずIBに送付され、その後IBにより管轄IPEAに送付されます。その間、当初の請求書の提出日は確保されます（規則59.3）。
7. 国際予備審査請求書は印刷された様式又はコンピュータで作成された様式（様式PCT/IPEA/401）を用いて、様式上に明示された必要事項を記入しなければなりません（規則53参照）。国際予備

審査請求書の様式のマスターコピーは「PCT 出願人の手引」第 I/B 巻、附属書 Y に入っています。

8. **国際予備審査が行われるための言語** 国際出願が調査された言語又は公開された言語が、IPEA によって認められない言語である場合は、出願人は 1 ヶ月以内に翻訳文を提出するよう求められます。出願人がその求めにおいて示された所定期間内に翻訳文を提出しなかった場合、予備審査請求書は提出されなかったものとみなされ、IPEA はその旨を宣言します。
9. **手数料** 国際予備審査の請求をする時は、二種類の手数料を支払います。一つは予備審査手数料（規則 58）で IPEA が受け取ります。もう一つは、取扱手数料（規則 57）で国際事務局が受け取ります。これらの手数料は、各 IPEA により決められた通貨で IPEA に対して支払います。
10. 国際予備審査請求書の作成方法及び手数料の支払に関する詳細は、請求書に添付された備考及び手数料計算用紙に記載されています。
11. **IPEA での手続** IPEA は、国際予備審査請求書を受理すると、様式上の要件や手数料の支払をチェックします。必要な場合には、出願人に様式要件の充足のための補充・訂正や不足している手数料額の支払を求めます。IPEA は請求書の原本又は写しを国際事務局へ送付し（規則 61.1(a)）、国際事務局は選択国に選択されたことを通知し、出願人にもその旨知らせます（規則 61.1(b)、61.2）。
12. **補正及び／又は抗弁の提出** 国際予備審査請求書を提出する時、又は国際予備審査が開始される前に、出願人は国際出願（請求の範囲、明細書及び図面）を補正する機会を有します（第 34 条(2)(b) 及び規則 66.1）。国際予備審査は、審査の開始の時に国際出願に含まれている明細書、請求の範囲及び図面（規則 53.9 に規定されている補正に関する記述に言及され、既に提出されている補正を含む）について行なわれます。補正は、出願当初における国際出願の開示の範囲を越えてはなりません（第 34 条(2)(b)）。
13. 多くの場合（つまり、ISA と IPEA が同じ機関の場合）ISA の見解書が IPEA の見解書とみなされること、及び、ほとんどの場合に IPEA は 2 回目の見解書を出願人に送付しないことから、出願人は見解書に応答するための第 34 条に基づく補正及び／又は抗弁を予備審査請求書とともに提出すべきです。
14. 通常、国際予備審査は、国際調査報告又は第 17 条に基づく宣言、及び ISA の見解書が作成されるまで開始されません（規則 69.1(a)）。出願人は、国際出願の手続をさらに進めるかどうか、又国際予備審査請求をするかの決断をする前にそれらの書類を参照することができます。国際調査報告及び ISA の見解書の結果によって、国際出願で請求された発明が新規性・進歩性を欠いていないことが明らかになるまでは予備審査の費用を負担する必要はありません。
15. **どの請求の範囲を審査するのか** 国際予備審査を開始する際の他の条件としては、条約に基づい

た様々な補正の可能性があることを考慮して（第 19 条(1)及び第 34 条 (2)(b)）、出願人が審査してほしい請求の範囲を明確にすることです。そのために請求書の様式には、予備審査を行うための基礎となるものを明らかにする記述欄を設けてあります。この基礎となりうるものは、出願当初の明細書、請求の範囲及び図面、及び／又は第 19 条に基づき補正された請求の範囲、及び／又は第 34 条に基づき補正された明細書、請求の範囲及び図面です（後者の補正は、通常予備審査の請求と一緒に提出される）（規則 53.9）。このような記述が、請求書に含まれていなければ、IPEA が請求書、国際調査報告又は国際調査報告を作成しない旨の宣言（第 17 条(2)(a)）及び ISA の見解書を入手した時に国際予備審査が開始されます。

16. 予備審査請求をした後に、第 19 条に基づく請求の範囲の補正を国際事務局に提出した場合には、出願人は同時にその補正の写しを IPEA に送付することが望ましいです（規則 62.2(a)）。
17. **国際予備審査の基準** 国際予備審査において、IPEA は出願時当初又は補正された請求の範囲が、次の三つの基準、つまり PCT に定義されている意味での新規性、進歩性（非自明性）及び産業上の利用可能性を満たしているかどうかについて見解を提供します（第 33 条）。
18. 請求の範囲に記載されている発明は、先行技術に該当しない場合には、新規性を有するものとみなされます（第 33 条(2)）。PCT 規則は、国際予備審査にあたり「先行技術」となるものを定義しています（規則 64）。
19. 請求の範囲に記載された発明は、当該技術分野の当業者にとって先行技術からみて自明のものでない場合には、進歩性を有するものとみなされます（第 33 条(3)）。
20. 請求の範囲に記載された発明は、いずれかの産業分野においてその発明の対象がその発明の性質に応じ技術的な意味において生産し又は使用することができるものである場合には、産業上の利用可能性を有するものとみなされます（第 33 条(4)）。
21. 国際予備審査は、国際出願がこれら三つの基準（新規性、進歩性及び産業上利用可能性）を満たしているか否かを審査することに限定されません。国際予備審査は、補正が当初の開示の範囲を越えている、開示が不十分である、発明の単一性が欠如していること等の他の欠陥をも指摘しませんが（規則 66.2(a)(i)、(iii)～(v)参照）。
22. 實際上、新規性及び進歩性の評価は、国際調査報告及び ISA の見解書に引用された文献に関連して、また「PCT 国際予備審査ガイドライン」に従ってなされます。審査官は、通常はありませんが場合によって、国際調査報告及び ISA の見解書に記載されたもの以外の文献を追加的に引用することがあります。
23. 選択官庁は、国内段階において国際出願の請求の範囲に記載された発明の特許性を判断する上で、先行技術や他の特許性の要件（出願の形式又は内容を除く）に関して国内法令の基準を適用する

自由がある（第 27 条(5)）ということは留意すべき重要事項です。しかし、出願の形式又は内容については、いかなる国内法令も条約及び規則に定める要件と異なった要件又は追加的な要件を満たすことを要求してはなりません（第 27 条(1)）。

24. **国際予備審査を要しないもの** 国際出願の対象が特定の種類のものである場合、国際予備審査を行うことを要しません（第 34 条(4)(a)(i)）。これらは規則 67 に規定されており、明瞭性が明らかに欠けているため又は請求の範囲が明細書によって十分に裏付けされていないため、有意義な見解を示すことができない場合、IPEA は国際予備審査を行うことを拒否する権限を有します（第 34 条(4)(a)(ii)）。
25. **出願人の答弁** 例外的に、国際予備審査報告が作成される前に、1 回以上の追加的な見解書が提示され、出願人に答弁が求められることがあります（規則 66.4、66.4 の 2）。その場合には、出願人はさらに補正書や抗弁を提出することができます（規則 66.3）。
26. IPEA と出願人との非公式の連絡は規則 66.6 に規定されています。予備的で拘束力のない国際予備審査の性質からして、審査官の見解を公式に見直すための規定は、発明の単一性の欠如における追加手数料の支払に対する異議申立てを除いて存在しません（第 34 条(3)及び規則 13、68.3）。
27. 国際予備審査は、一つの例外を除いて特許庁での通常の特許審査に似ています。例外とは、予備審査では審査官が指定する応答期間が通常の特許審査手続における応答期間より短いことです（規則 66.2(d)）。この理由は、国際予備審査が期限内に完了するように、出願人の迅速な応答が求められているからです（規則 69.2）。
28. **特許性に関する国際予備報告（第 II 章）** 国際予備審査は IPRP（第 II 章）の作成によって終了します。この報告は、優先日から 28 ヶ月以内、規則 69.1 に規定する国際予備審査の開始の時から 6 ヶ月以内、又は規則 55.2 に従って提出された翻訳文を IPEA が受理した日から 6 ヶ月以内、のうち最も遅く満了する期間以内に作成されます（規則 69.2）。報告の一般的内容は、第 35 条(2)(3) 及び規則 70 に規定されています。
29. IPRP（第 II 章）は、非拘束的な見解であり、各請求の範囲について PCT で定義された新規性、進歩性及び産業上の利用可能性の要件が満たされているか否かの記述を含んでいます。記述にはその結論を裏付けると考えられる文献の引用が示されています。必要な場合にはさらなる説明が付されます。発明が選択国の国内法令に基づいて特許可能であるかどうかについては記述されません。補正された国際出願に基づいて報告が作成された場合は、補正を含む全ての用紙の写しが附属書類として報告に添付されます。
30. IPEA は報告を出願人及び国際事務局に送付します（規則 71）。報告は国際出願が公開された言語、又は国際予備審査が国際出願の翻訳により行われた場合には翻訳の言語で作成されます（規則 70.17）。いくつかの選択国の言語上の要求に応えるため、国際事務局は、必要に応じて報告を英

語に翻訳します（第 36 条(2)及び規則 73）（規則 72 も参照）。国際事務局は報告のみを翻訳し、その附属書は翻訳しません。報告は公開されず、出願人及び選択官庁以外の者は国際段階の間は利用できません。IPRP（第 II 章）の送付により第 II 章に基づく手続きは完了します。

31. 出願人は、報告を受け取った後（遅くとも、優先日から 28 ヶ月（規則 69.2））、優先日から 30 ヶ月の期間が満了するまでの期間（第 39、40 条）に、その報告をもとに選択国の国内段階又は広域段階に入って手続を進めるかどうかについて検討し、決定します。国内段階に入る際に選択国に翻訳文を提出しなければならない場合は、通常の場合、出願当初の国際出願の翻訳文と報告の附属書として採用されている補正書の翻訳文を提出しなければなりません（規則 74）。附属書の翻訳文についての要件は選択国の間で多少異なります。「PCT 出願人の手引」第 II 巻の各選択国に関する章で、適用される要件が示されています。
  
32. **国際予備審査に関する他の詳細** これまで、国際予備審査の重要な特徴を概説しました。国際予備審査の手続を定めた詳細な規定は、第 31～42 条及び規則 53～78 に示されています。その他、国際予備審査を理解するために不可欠なものは「PCT 出願人の手引」です。また、「PCT に基づく実施細則」の第 6 部、「PCT 国際調査及び予備審査ガイドライン」、及び IPEA の機能に関する国際事務局と IPEA との間の取決め（PCT ガゼット No. 56/1997 参照）を必要に応じて参照してください。

**国際予備審査の開始（規則 69.1）**

**Start of international preliminary examination (Rule 69.1)**

**（2004年1月1日より前に出願された国際出願について）**

1. IPEA が次のものを保有したとき：
  - －国際予備審査請求書
  - －国際調査報告（又は第 17 条(2)(a)に基づく宣言）
  - －予備審査手数料及び取扱手数料
2. 請求書が補正に関する記述を含み、その補正書の写しが利用可能であるとき（規則 69.1(c)(d)(e) 参照）
3. 国際予備審査が国際出願の翻訳文に基づいて行われる場合は、その翻訳文が利用可能であるとき（規則 55.2(c)参照）

**国際予備審査の開始（規則 69.1）**

**Start of international preliminary examination (Rule 69.1)**

**（2004年1月1日以降に出願された国際出願について）**

1. IPEA が以下のものを保有したとき：
  - －国際予備審査請求書
  - －国際調査報告（又は第 17 条(2)(a)に基づく宣言）及び ISA の見解書
  - －予備審査手数料及び取扱手数料

ただし、IPEA は、出願人が明示的に早期の開始を請求した場合を除くほか、規則 54 の 2.1(a)に規定する期間の満了前までは、国際予備審査を開始しない
2. 請求書が補正に関する記述を含み、その補正書の写しが利用可能であるとき（規則 69.1(c)(d)(e) 参照）
3. 国際予備審査が国際出願の翻訳文に基づいて行われる場合は、その翻訳文が利用可能であるとき（規則 55.2(c)参照）

## 国際予備審査

### International preliminary examination

1. 国際予備審査の目的は、以下の事項についての予備的かつ非拘束的な見解を提供すること
  - －新規性（非予見性）（第 33 条(2)、規則 64）
  - －進歩性（非自明性）（第 33 条(3)、規則 65）
  - －産業上の利用可能性（第 33 条(4)）
2. 「関連ある先行技術」（規則 64、規則 33）
3. ISA にて調査された請求の範囲のみが IPEA において審査される（規則 66.1(e)、66.2(a)(vi)）
4. 発明の単一性欠如の発見（規則 68）
  - －要件は国際調査の場合と同じ（規則 13 及び実施細則附属書 B）
  - －IPEA は、請求の範囲の限定又は追加手数料の支払（異議申立とともに支払うことが可能）を求める
  - －出願人は「主発明」及び追加手数料を支払うべき発明を選択することができる

### 国際予備審査における先行技術（規則 64.1）

#### Prior art for international preliminary examination (Rule 64.1)

##### 規則 64.1 先行技術

- (a) 第 33 条(2)及び(3)の規定の適用上、世界のいずれかの場所において書面による開示（図面その他の図解をふくむ。）によって公衆が利用することができるようにされている全てのものは、先行技術とする。但し、公衆が利用することができるようにされていることが基準日前に生じていることを条件とする
- (b) (a)の規定の適用上、基準日は次の日とする
  - (i) (ii)の規定が適用される場合を除き、国際予備審査の対象である国際出願の国際出願日
  - (ii) 国際予備審査の対象である国際出願が先の出願に基づく優先権の有効な主張を伴う場合には、先の出願の日

### **見解書（規則 66.2）**

#### **Written opinion (Rule 66.2)**

**（2004 年 1 月 1 日より前に出願された国際出願について）**

1. 「拒絶理由通知」「オフィス・アクション」「審査官のアクション」に類似
2. 国際予備審査報告の作成に先立って IPEA から示される
3. 見解が否定的であるものを含む場合にのみ作成される。例えば、
  - －請求の範囲が、新規性、進歩性、産業上の利用可能性に欠ける場合
  - －形式上の問題がある場合
4. 出願人にのみ送付される
5. 出願人は見解書の中で指定された期限までに答弁することができる

### **IPEA の見解書（規則 66.2）**

#### **Written opinion of IPEA (Rule 66.2)**

**（2004 年 1 月 1 日以降に出願された国際出願について）**

1. ISA の見解書が IPEA の見解書とみなされる（例外的に、IPEA は特定の他の ISA が作成した見解書を受け入れないことを決定する）
2. ISA の見解書が IPEA の見解書とされた場合には、2 回目の見解書は作成されなくともよい
3. 2 回目の見解書が作成された場合には、当該 2 回目の見解書に示された期限までに答弁することができる

### 特許性に関する国際予備報告（第Ⅱ章）

#### The international preliminary report on patentability (Chapter II)

（2004年1月1日以降に出願された国際出願について）

1. 次の期間のうち最も遅く満了する期間に IPEA により作成されなければならない（規則 69.2）
  - ・ 優先日から 28 ヶ月以内
  - ・ 規則 69.1 に規定する国際予備審査の開始の時から 6 ヶ月
  - ・ 規則 55.2 に基づく翻訳文を受理した日から 6 ヶ月以内
2. 報告の基礎として採用された補正又は訂正（つまり、規則 91 に基づいて IPEA により許可された明らかな誤りの訂正）を含んだ全ての用紙からなる「附属書類」を含むことがある（規則 70.16）  
また、国際出願の開示の範囲を超えてされたものとされた補正に関する差し替えられた又は取り消された用紙を含むことがある（規則 70.16(b)）
3. 書簡、後の補正書によって差し替えられた前の補正書の用紙は、報告に添付されない（規則 70.16）
4. 国際段階において、国際機関に対する不服の申立て又はさらなる手続きについての規定はない
5. 出願人及び IB に送付される（規則 71.1）
6. IB は、報告の写し及びその報告について必要とされる英語への翻訳文（IB が翻訳）を各選択官庁に送付する（第 36 条(3)(a)及び規則 72.1）
7. 「附属書類」は、IB によっては翻訳されない（第 36 条(3)(b)）

### 特許性に関する国際予備報告（第Ⅱ章）に関する追加事項

#### Additional remarks concerning

#### the international preliminary report on patentability (Chapter II)

1. IPRP（第Ⅱ章）において、次の事項についての注意を喚起する
  - － 書面による開示以外の開示（規則 64.2 及び 70.9 を参照）
  - － ある種の公表された文書（規則 64.3 及び 70.10 を参照）
2. IPRP（第Ⅱ章）において、次の文献が列記される（規則 70.7）
  - － 請求の範囲に関してなされた記述を裏付けるため関連のあると認められる全ての文献
  - － 文献は ISR に引用されているか否かを問わない
  - － ISR に引用された文献で、IPEA が関連のあると認めるもの

## 国際予備審査が遅れる理由

### Reasons for delay in international preliminary examination

#### 1. 出願人側の理由

- －手数料の支払が遅れた
- －請求書の欠陥を訂正するのが遅れた
- －請求書において補正に関しての記述が不完全であった
- －補正に関する記述に言及した補正書を請求書に添付しなかった
- －国際出願又はその補正の必要な翻訳文の提出が遅れた
- －発明の単一性が満たされていない場合、追加審査手数料の支払指令に対する応答が遅れた
- －見解書に対する応答が遅れた
- －補正を含む差替え用紙の提出をしなかった

#### 2. ISA 側の理由

- －国際調査報告の作成が遅れた

#### 3. IPEA 側の理由

- －発明の単一性欠如の発見が遅れた
- －見解書の作成が遅れた

---

## PCT における補正 Amendments under the PCT

---

### 国際段階における補正の提出に関する経過措置

#### Transitional issues concerning the filing of amendments

##### In respect of international applications

1. 2004 年 1 月 1 日より前に出願された国際出願については、第 34 条に基づく補正は以下の期間内に提出されなければならない：
  - － 予備審査請求書とともに、又は
  - － 第 II 章の手続きの間、IPEA の見解書に回答して、見解書に示された応答期間に、又は
  - － 審査官が予備審査報告書の作成を開始するまでに（規則 66.4 の 2）
2. 2004 年 1 月 1 日以降に出願された国際出願については、第 34 条に基づく補正は以下の期間内に提出されなければならない：
  - － 望ましくは予備審査請求書とともに、若しくは規則 54 の 2.1(a)に基づく期限内に、又は
  - － 審査官が予備審査報告書の作成を開始するまでに（規則 66.4 の 2）

### 第 19 条に基づく請求の範囲の補正

#### Amendment of the claims under Article 19

1. 国際調査報告書及び ISA の見解書の受領後、請求の範囲を 1 回だけ補正できる（明細書及び図面は、第 19 条に基づいて補正できない）
2. 補正された請求の範囲は、出願時における国際出願の開示の範囲を超えてはならない（第 19 条(2)）（しかしながら、この時点ではこの要件を満たすか否かはチェックされない）
3. 請求の範囲の補正書には説明書を添付することができる（第 19 条(1)、規則 46.4）
4. 通常の場合、国際調査報告書及び ISA の見解書の送付の日から 2 ヶ月以内に提出されなければならない（規則 46.1）
5. 直接 IB に提出する（規則 46.2）
6. 該当する場合には「仮の保護」の範囲をより明確に規定するために一般的に用いられる
7. 18 ヶ月目に、出願時における請求の範囲とともに公開パンフレットの一部として公開される（規則 48.2(f)）
8. 国際予備審査の過程で、請求の範囲に加えて、明細書及び図面を補正することができる（第 34 条）

### 第 34 条に基づく国際出願の補正（規則 53.9 及び 66.3～66.9 参照）

#### Amendment of the international application under Article 34 (see Rules 53.9 and 66.3 to 66.9)

1. 第 II 章に基づく国際予備審査において、国際出願の全ての部分が補正可能
2. 第 II 章の手続き中に補正を希望する場合には、以下の時期に提出すべきである
  - －予備審査請求書とともに。この場合には当該補正に基いて審査されることから、出願人と審査官にとって無駄な時間が生じない（規則 53.9）
  - －遅くとも予備審査請求書の提出期間（規則 54 の 2.1(a)）の経過する前に
3. 注意：審査官がさらなる見解書や報告書の作成を開始した後に補正書が提出された場合は、その補正は考慮されなくともよい（規則 66.4 の 2）

### 国際段階での補正の比較

#### Comparison between types of amendments during the international phase

##### 第 I 章（第 19 条補正）

- －全ての DO に有効
- －請求の範囲のみ対象
- －ISR 及び ISA の見解書の受領後に提出
- －IB に直接提出（ISA ではない）
- －IB による方式審査
- －IB によってパンフレットの一部分として国際公開
- －撤回しない限り、IPEA の審査の基礎となる

##### 第 II 章（第 34 条補正）

- －全ての EO に有効
- －明細書、請求の範囲、図面が対象
- －望ましくは予備審査請求書とともに、又は IPEA による審査中に提出
- － IPEA に直接提出
- － IPEA による方式及び実体審査
- －補正書は IPEA と出願人との間で秘密であり、国際段階では公開されない
- －差替えのない限り、IPEA の審査の基礎となる

## 国内段階に移行するときの補正（第 28、41 条及び規則 52、78）

### Amendments upon entry into national phase (Articles 28 and 41 and Rules 52 and 78)

1. 国際出願の全ての部分が補正可能
2. 通常、国内段階移行の要件を満たしてから少なくとも 1 ヶ月を期限とする（第 22 条又は第 39 条 (1) の期限ではない）
3. 各国の国内法令によっては、さらに遅い期限を適用する
4. 指定官庁及び選択官庁ごとに異なる補正が可能
5. 国内段階で必要となる請求の範囲に対する手数料は、国内段階に移行したときの有効な請求項の数に基づいて計算されるであろう

### 補正の方法（規則 46.5 及び 66.8）

#### How to make amendments (Rules 46.5 and 66.8)

1. 以下の書類を提出する
  - － 用紙ごとに先に提出した用紙とは異なる差替え用紙（補正が用紙全体を削除する場合を除く；この場合は書簡によって通知される）
  - － 差替えられる用紙と差替え用紙との相違を説明する添付書簡であって、出願人又は代理人により署名されたもの
2. 請求項が追加された場合における請求項の番号付けに関しては、実施細則 205 号参照
3. 用紙が追加された場合における用紙の番号付けに関しては、実施細則 311 号(b)(ii)を参照

### 第 19 条又は第 34 条に基づく補正を含む差替え用紙の提出

#### Filing replacement sheets containing amendments under Article 19 or 34

1. 受理官庁には提出しないこと
2. 第 19 条に基づき提出する場合（請求の範囲のみ）は直接ジュネーブの国際事務局に提出しなければならない
  - － しかしながら、明らかな誤りの訂正（規則 91）も含む場合は、訂正の許可を得るために ISA にも提出しなければならない
3. 第 34 条に基づき提出する場合（明細書、請求の範囲、図面）は、管轄 IPEA に直接提出しなければならない
  - － 明らかな誤りの訂正（規則 91）も含む場合は、その管轄 IPEA が、訂正の許可に関しても管轄する

---

## 国内段階への移行

### Entry into the national Phase

---

1. 指定官庁又は選択官庁において国内段階の手続きを進め、審査を始めさせるためには、出願人は「国内段階に移行する行為」をとらなければなりません。出願人が所定の期間内に国内段階に移行する手続きをしなければ、その国際出願は関係する指定又は選択国においてその効果を失い、その国の国内出願を取下げたのと同様の結果となります（第 24 条）。

#### 国内段階移行のための基本的要件

2. 指定又は選択官庁において国内段階に移行するためには、国内手数料を支払うこと、及びその国際出願がその官庁の公用語で出願又は国際公開されていない場合は、その公用語への翻訳を提出することが必要となります。国内段階への移行は一定の期間内に行わなければならない、期間は状況によって異なります。一般的なルールとしては、第 I 章及び第 II 章の何れの場合も、国内段階移行期限は優先日から少なくとも 30 ヶ月となります（第 22 条、第 39 条）。この期限は、関連国内法令に基づいて、さらに長い場合もあります。しかしながら、2002 年 4 月 1 日に発効した第 22 条(1)の変更に基づく期限を適用していない締約国がいくつかあることに留意する必要があります。したがって、これらの締約国においては、第 I 章に基づく国内段階移行期限は優先日から少なくとも 20 ヶ月になります（2002 年 4 月 1 日より前の第 22 条(1)）。しかし、それらの締約国においても、優先日から 19 ヶ月が経過する前に国際予備審査のための予備審査請求書を提出すれば（国際予備審査のために全ての指定国が自動的に選択される）、国内段階への移行期限は優先日から少なくとも 30 ヶ月になります。詳細は、「PCT 出願人の手引」第 II 巻を参照してください。
3. 支払うべき国内手数料は、通常は国内又は広域出願に必要な手数料とほぼ同じです。しかしながら、いくつかの官庁では、国際調査報告書や国際予備審査報告書が存在するため、国内又は広域出願料、調査又は審査手数料を減額しています。これは、部分的にせよ、国際出願のためにかかった費用を補填するものです。
4. 国際出願に含まれる図面が品質の高いものであれば、指定官庁又は選択官庁から追加的な図面を要求されることはなく、かなりの節約となる場合もあります。したがって、受理官庁に PCT 規則の方式的要件を完全に満たす図面を提出することが重要となります。
5. 先の出願に基づく優先権が主張され、かつ、その出願の認証謄本（優先権書類）が既に提出されている場合には、その優先権書類の認証謄本をそれぞれの指定又は選択官庁に提出する必要はありません。国際事務局が関係官庁に要求された写しを送付します。

#### 追加的な特別の要件

6. 指定又は選択官庁は、20 又は 30 ヶ月の期間内に国内手数料の支払と翻訳の提出（必要な場合）の他に、さらなる要件を要求することはできません。代理人の選任、通知のあて名の表示、発明

者である旨の宣言、譲渡書類など、特定の追加的要件を付加することが許容されていますが、上記期間の経過後に、これら追加的要件を満たすための機会が出願人に与えられます。

### 特許性の実体的要件

7. PCTは、国内段階で判断される特許性の実体的要件を決定する自由を各締約国に与えています。これは、例えば何が「先行技術」に該当するかということについても言えます。しかしながら、国際段階においてPCT及びその規則で規定している先行技術としての要件は、一般的に各国の国内法の規定と同程度又はそれ以上に厳格であるため、国内段階で好ましくない予想外のことが起こることはほとんどありません。他方、PCTは国内法によって特許性の実体的要件に係る証拠提出を出願人に要求することを禁止していません。

### 翻訳の訂正

8. 国際出願の翻訳に誤りがあった場合、全ての指定官庁で、国内段階においてその誤りを訂正することができます。
9. しかしながら、国際出願の翻訳の範囲は、原語による国際出願の範囲を越えることはできません。例えば、不正確な翻訳の結果として、翻訳言語による国際出願の範囲が原語のそれより狭くなった場合には、その範囲を広げることは可能ですが、元々の範囲を越えてはなりません。また、翻訳言語による国際出願の範囲が、原語による国際出願の範囲より広い場合には、指定官庁又はその他の指定国の管轄官庁は、国際出願の範囲又は付与された特許権の範囲を制限することができます（第46条）。

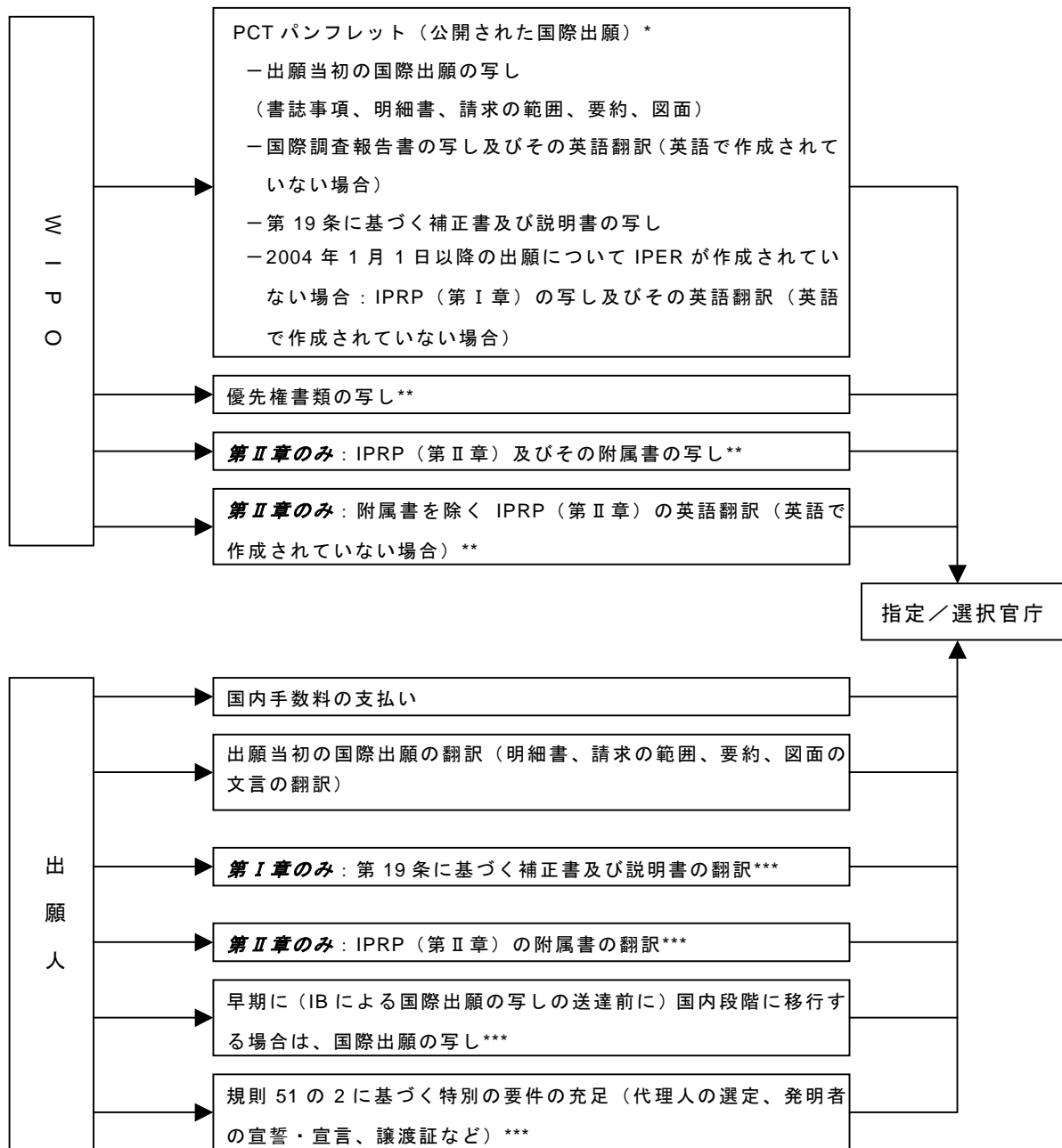
### 国内段階における補正

10. PCTは、指定官庁又は選択官庁において明細書、請求の範囲及び図面を補正を行う機会を保証しています。そして、国際段階での補正に加えて、国内段階への移行時又はその後の所定の期間内にさらに補正を行うことができます。

### 法的救済；権利喪失に対する保護

11. 期間内に訂正しなかった欠陥によって国際出願が取下げられたとみなされた場合、出願人はその決定の検査を各指定官庁に請求することができます。検査の請求に加えて、出願人は各指定官庁に対して権利の回復を請求する機会を有します（規則49.6）。さらに、規則49.6の対象外の手続きについても、期限に間に合わなかったことに対する弁明を請求することができます。そのような請求の法的根拠及びそのための条件は、適用される国内法令又は広域条約によるものであり、国際出願にも同様に適用されます。以上のように、各指定国における手続上の安全措置は、少なくともPCTを経由しない国内出願又は広域出願の出願人と同程度まで、PCTの出願人にも適用されます。

**指定／選択官庁に対する第 I 章／第 II 章に基づく国内段階への移行\***  
**Entry into the national phase under the Chapter I/II**  
**before the designated/elected Offices**



\* 2004 年 1 月 1 日以降に出願された国際出願について

\*\* 写しの送付は、官庁によって、国際段階の間又は国内段階移行後（当該官庁からの国際事務局への請求に応じて）になされる

\*\*\* 特定の指定／選択官庁についての要件の詳細及び適用される期限については「PCT 出願人の手引」第 II 巻の該当する国の章を参照

## 国内段階への移行時期

### National phase entry: decisions to be taken by the applicant

- ・ 判断
  - － 国際出願の手続きを継続するか中止するか？
- ・ いつ
  - － 優先日から 30 ヶ月の期間の経過前（31 ヶ月又はそれ以上の場合もある）
    - ・ 第 I 章に基づく？\*
    - ・ 第 II 章に基づく？
  - － 早期移行？
- ・ どこへ（指定／選択官庁に限られる）
  - － いずれかの国内官庁
  - － いずれかの広域官庁

---

\* しかしながら、いくつかの締約国においては 20 ヶ月の移行期限が適用される。これらの締約国についての最新情報は、WIPO のインターネットサイト（<http://www.wipo.int/pct/en/index.htm>）における“Notification of incompatibility”を参照されたい

### 国際段階における遅延に関係なくなされる国内移行期限の適用

#### Time limit applies irrespective of delays in international phase

- ・ 作成が遅れた国際調査報告及び ISA の見解書
- ・ 優先日から 20 ヶ月より後に満了となる第 19 条補正の期限
- ・ 国際予備審査の遅延
- ・ 作成が遅れた特許性に関する国際予備報告（第 II 章）
- ・ 特許性に関する国際予備報告（第 II 章）の翻訳の遅れ

**PCT 出願により簡略化された国内要件**  
**National requirements simplified for PCT applications**

1. 優先権書類
  - －国内段階移行には優先権書類の提出を必要としない（IB がその写しを DO/EO に送付する）
  - －DO/EO が優先権書類を受領していないならば、IB にその写しを請求しなければならない（出願人には請求しない）
2. 図面
  - －図面が翻訳すべき文言を含まなければ、出願書類に含まれている図面の写しを要求されることは少ない
  - －図面が翻訳すべき文言を含むなら、翻訳された文言を含む一連の図面を提出する必要がある
3. 国際出願の認証訳文は必要ない
  - －一部の官庁（例えば、AU、GB、IN、NZ、SG）は、「立証された (verified)」訳文を要求している
  - －他は単なる翻訳を要求している
4. 国内段階移行には、特別の様式の使用を必要としない

**指定官庁又は選択官庁への書類の送達（規則 93 の 2）**  
**Communication with DOs/EOs (Rule 93bis)**

1. 通知、送達、通信又はその他の書類の国際事務局から指定官庁又は選択官庁への送達は、その官庁による請求によってのみ、かつ、官庁が特定する時に行われる
2. ほとんどの指定官庁又は選択官庁は、出願人が当該官庁に国内移行した後に関係する書類の大半を入手することになる
3. 現在、ほとんど全ての PCT 締約国は公開された国際出願のフルテキストを収録した DVD (Espace World) を受領している

**国際事務局による優先権書類の写しの DO への提供（規則 17.2(a)）**  
**Furnishing by International Bureau of copies of priority documents to DOs (Rule 17.2(a))**

1. 国際段階において、全ての優先権書類の写しを入手している指定官庁
  - － EP、JP、KR
2. 国際段階において、選択的な優先権書類の写しを入手している指定官庁
  - － US : US の優先権書類を除いた残り全て
3. 国内段階移行後に、特別な請求によって優先権書類の写しを入手している指定官庁
  - －上記 1 又は 2 に記載されていない全ての指定官庁

**国内段階移行後に求められる特別の要件の例（規則 51 の 2 参照）**

**Examples of special requirements which may be complied with  
after entry into national phase (see Rule 51bis)**

1. 発明者による宣誓又は宣言（US）

国際段階において又は国内段階への移行に際して、対応する申立てがなされたならば、米国の指定／選択官庁は、その申立ての真実性に合理的な疑義がある場合にしか資料や証拠を求めることはできない

2. 譲渡書類（優先権や出願に関する）

国際段階において又は国内段階への移行に際して、対応する申立てがなされたならば、指定／選択官庁は、その申立ての真実性に合理的な疑義がある場合にしか資料や証拠を求めることはできない

－規則 51 の 2.2(a)(ii)は以下の指定／選択官庁には適用されない\*

CA、CH、HU、SE

－規則 51 の 2.2(a)(iii)は以下の指定／選択官庁には適用されない\*

CH

3. 優先権書類の翻訳文

優先権主張が有効か否かが特許性の判断に影響を与える場合のみ（規則 51 の 2.1(e)）

－規則 51 の 2.1(e)は以下の指定／選択官庁には適用されない\*

CH、EP、ES、KR

4. 国内代理人の選任及び委任状の提出（例えば、EP、JP）

5. 翻訳文及び出願に関する書類の複数部提出

6. 国際出願の認証翻訳文（翻訳の正確さに合理的な疑義がある場合のみ）

-----

\* PCT 留保・不適合事項（[www.wipo.int/pct/](http://www.wipo.int/pct/)）参照

## 指定／選択官庁における権利の回復（規則 49.6）

### Reinstatement of rights by DO/EOs (Rule 49.6)

- ・ 特定の指定官庁／選択官庁において、出願人が第 22 条又は第 39 条(1)に基づく国内段階移行期限を徒かした場合に適用される：
  - － 期間が遵守されなかったことが故意でない場合  
又は、該官庁の選択により
  - － 状況により必要とされる相当な注意を払ったにもかかわらず期間が遵守されなかった場合
- ・ 出願人は、以下の期限のうちいずれか早く満了する期間内に権利回復の請求を提出し、国内段階に移行する：
  - － 国内段階への移行期限を遵守できなかった理由がなくなった日から 2 ヶ月
  - － 国内段階への移行期限の日から 12 ヶ月
- ・ さらに長い期間及び／又はさらなる要件が国内法令によって適用される
- ・ さらなる詳細は、PCT 出願人の手引の Volume II、国内段階の各指定／選択官庁に係る記載を参照

### 規則 49.6 に基づく権利の回復が適用されない指定／選択官庁

#### DO/EOs to which reinstatement of rights under Rule 49.6 does not apply

- ・ 国内法令との不適合に関し、規則 49.6(f)に従って通知がなされた官庁（PCT ガゼット No. 05/2003 (E) (30 January 2003 参照）－2005 年 4 月 1 日の時点で 14 官庁

<del>BY</del>	<del>ベラルーシ</del> <sup>2</sup>	KR	大韓民国
CA	カナダ	LV	ラトヴィア
CN	中国	MX	メキシコ
DE	ドイツ	NZ	ニュー・ジーランド
EP	EPO	PH	フィリピン
GB	英国	PL	ポーランド
HR	クロアチア	<del>PT</del>	<del>ポルトガル</del> <sup>1</sup>
IN	インド	<del>SG</del>	<del>シンガポール</del> <sup>3</sup>
JP	日本	<del>YU</del>	<del>セルビア及びモンテネグロ</del> <sup>4</sup>

- ・ これらの特許庁に適用される国内法令は、別の形態で権利の喪失に対する保護規定を用意している可能性がある－詳細については、PCT 出願人の手引の Volume II 国内段階の指定／選択官庁に関する情報を参照

1 通知取下げ、2003 年 7 月 1 日に有効

2 通知取下げ、2003 年 8 月 1 日に有効

3 通知取下げ、2004 年 7 月 1 日に有効

4 通知取下げ、2004 年 7 月 10 日に有効

---

## EP 広域段階の要件

### EP Regional Phase Requirements

---

#### 欧州広域段階（一般）

#### European regional phase (general)

1. 期限：
  - － 優先日から 31 ヶ月（第 I 章\*及び第 II 章）
2. 翻訳の言語：英語、仏語、独語のいずれか
3. 調査料、審査料：以下の例外を除いて、直接に行う欧州出願と同じ
  - － ISA が EP、AT、ES 又は SE の場合は、欧州調査料は無料
  - － ISA が AU、CN、JP、KR、RU 又は US の場合は、欧州調査料は 20% 減額
  - － IPEA が EP の場合は、欧州審査料は 50% 減額（“合理化された” 予備審査の場合を除く）

#### 欧州広域特許の指定

#### European designations

1. 願書を提出することにより\*、PCT に加盟している EPC 加盟国の全てについて、欧州特許のための指定が自動的になされる
2. 国際予備審査請求書が提出されると、既に指定されている全ての EPC 加盟国が選択される
3. EP 広域段階に移行する時にのみ、出願人の意向によって EPC 加盟国の部分的又は全体の選択がなされ、それらの指定国に対する欧州指定料が支払われなければならない
4. 7 ヶ国分の指定が、EP 指定手数料の上限

---

\* 2004 年 1 月 1 日より前に出願された国際出願については、“EP” の明示的な指定が必要

## 欧州特許の特定国への拡張

### Extension of European patent to certain States

1. 関係国と EPO の協定にしたがって、現在以下の国について拡張可能
  - アルバニア (AL)
  - ボスニア・ヘルツェゴヴィナ (BA) (2004 年 12 月 1 日以降に出願された国際出願にのみ適用)
  - クロアチア (HR) (2004 年 4 月 1 日以降に出願された国際出願にのみ適用)
  - リトアニア (LT) (2004 年 12 月 1 日より前に出願された国際出願にのみ適用)
  - ラトヴィア (LV) (2005 年 7 月 1 日より前に出願された国際出願にのみ適用)
  - マケドニア・旧ユーゴスラビア共和国 (MK)
  - ルーマニア (RO) (2003 年 3 月 1 日より前に出願された国際出願にのみ適用)
  - スロベニア (SI) (2002 年 12 月 1 日より前に出願された国際出願にのみ適用)
  - セルビア・モンテネグロ (YU) (2004 年 11 月 1 日以降に出願された国際出願にのみ適用)
2. Euro-PCT 出願に対して与えられる欧州特許の関係国に対する拡張の請求は、PCT 出願が EP の指定と共に関係国の指定を含む場合にのみ行うことができる(2004 年 1 月 1 日以降に出願された国際出願については自動的に指定がなされる)
3. 拡張の請求の時期：EP 広域段階への移行時
4. EP 広域段階移行の際、拡張請求を以下の方法で行う
  - －EP 広域段階に移行するための様式にその旨を表示し、かつ、
  - －関係する各国のための欧州拡張手数料を支払う
5. 他の国も同様の協定を EPO と結ぶ可能性がある

## Euro-PCT での最初の通知

### Euro-PCT 1st Communication

国際出願について特許性に関する国際予備報告(第二章)が IPEA としての EPO により既に作成されているときには、その報告書で述べられている全ての不備が EPC の対応する条文に基づいて拒絶の理由を構成する

**EPO が IPEA であった場合の Euro-PCT 手続き**  
**Streamlined Euro-PCT procedure where the EPO acted as IPEA**

1. 特許性に関する国際予備報告（第Ⅱ章）が、
  - －新規性、進歩性、産業上の利用可能性について、否定的な見解を含んでおらず、
  - －他の不備も指摘していないならば、EPO からの最初の通知は、通常 EPC 規則 51(4)の通知（特許が与えられるであろう旨の通知）となる
2. 特許性に関する国際予備報告（第Ⅱ章）が、
  - －新規性、進歩性、産業上の利用可能性について、否定的な見解を含んでおり、及び／又は
  - －他の不備を指摘しているとき、その場合には、
  - －出願人が広域段階に入る際にこれらの欠陥を補正することに努めなければ、EPO からの最初の通知は標準的な条項となる。つまり、特許性に関する国際予備報告（第Ⅱ章）の見解と同内容である最初の通知が送付される
  - －他方、その出願人が広域段階に入る際にこれらの欠陥を補正することに努めれば、EPO はその補正に基づいて審査し、最初の実質的な通知を優先日から 40 ヶ月以内に送付する

**欧州特許出願の早期審査制度（“PACE”）\***

**Accelerated examination of European patent applications ("PACE")\***

1. EPO が ISA 若しくは IPEA であったか又は出願の主題にかかわらず、全ての Euro-PCT 出願に対して適用可能
2. 早期審査の請求は、
  - －欧州広域段階に入る時又はそれ以降に行う
  - －書面で行う
  - －特定の理由を延べる必要はない
  - －無料である
3. EPO からの最初の通知を待つまでもなく、広域段階に入る際に IPRP（第Ⅱ章）において提示された事項に対する実質的な応答（意見書、補正書）を提出することができる

---

\* EPO OJ 7/1997 に基づいた情報。EPO に直接提出される欧州出願にも適用される。

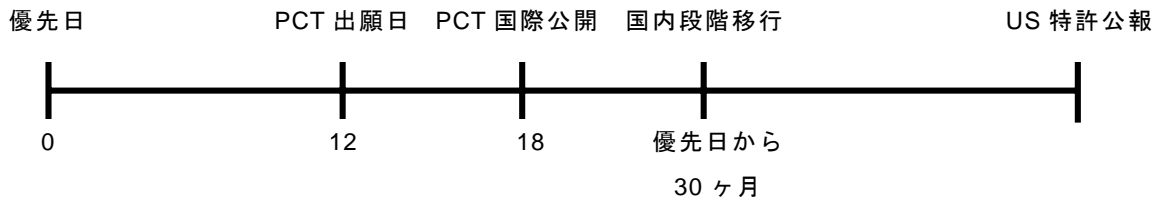
---

## 米国の国内段階の要件 US National Phase Requirements

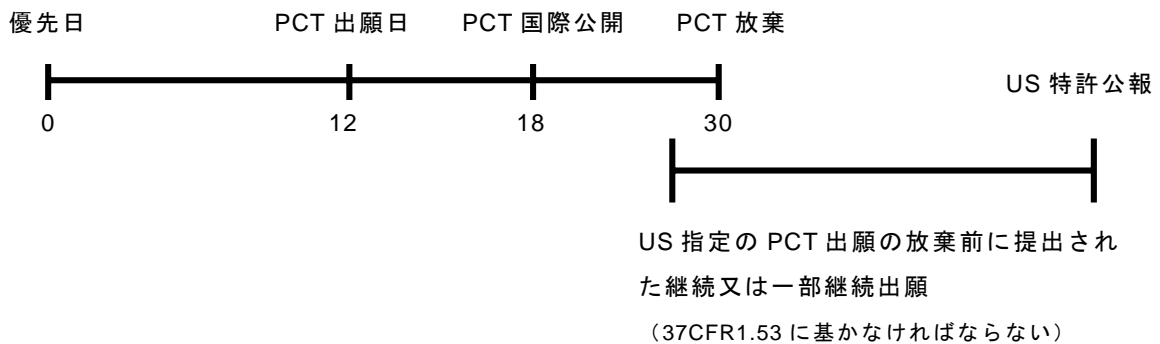
---

### 米国の国内段階への移行のための二つのルート The two routes to enter the US national phase

#### 35U.S.C.371に基づく米国への国内段階移行



#### 35U.S.C.111(a)に基づく継続出願の提出



### 米国国内出願と PCT 出願の米国国内段階移行の共通の条件 Requirements for US national application and US national phase of a PCT application which are identical

- 発明者が、出願人でなければならない
- 発明のベストモードが開示されていないといけない
- 直接出願後又は米国の国内段階移行のための全要件が満たされた後 3 ヶ月以内に情報開示の義務がある
- 小規模の企業に対して手数料の 50% 減額措置がある場合がある
- 放棄された出願を回復させる請願ができる
- 米国又は PCT による出願日がインターフェアレンスで利用される
- 継続や一部継続の出願ができる
- 英語翻訳が求められる
- 国際調査報告の引用文献を含む全ての関連文献の写しを備えた完全な情報開示書

**35USC371 に基づく米国の国内段階移行（一般）**  
**Entry into the US national phase under 35 USC 371 (general)**

期 限：優先日から 30 ヶ月（第 I 章\*及び第 II 章）

要 件：

- －基本国内、調査及び審査手数料の支払い
- －国際出願の英語翻訳文
- －発明者の宣誓書又は宣言書（国際出願日前になされたものでもよい）
- －国際出願の写し（この写しがまだ IB から DO/EO/US へ送達されていない場合\*\*又は US が受理官庁でなかった場合において、国内段階移行を早期に行うとき）

注 意：

- －基本国内手数料は 30 ヶ月の期限内に支払わなければならない。支払わなかった場合は出願の放棄となる。調査及び審査手数料が基本国内手数料とともに支払われない場合、DO/EO/US は出願人に指令に示された期限内に支払うよう求める
- －手数料は期間内に支払われたものの、翻訳文及び／又は宣誓書が提出されない場合は、DO/EO/US は「不足書類の提出指令」を送付し、追加の手数料の支払を条件として、それらを所定の期間内に提出するよう出願人に求める。この期間は 37CFR1.136 の規定により延長可能である

---

\* この 30 ヶ月の期限は 2002 年 4 月 1 日から適用される

\*\* これは稀である。一般的に国際公開前に国内段階移行する場合は、30 ヶ月以内に出願の写しを提出しなければならない

**35USC371 に基づく米国への国内段階移行（補正を含む場合の翻訳文の要件）**

**Entry into the US national phase under 35 USC 371**

**(translation requirements where the application has been amended)**

1. 第 I 章に基づく国内段階移行（30 ヶ月以内）

- －第 19 条の補正書の翻訳は、30 ヶ月以内に提出されなければならない
- －提出されない場合は、補正は取り消されたものとみなされる

2. 第 II 章に基づく国内段階移行（30 ヶ月以内）

- －IPRP（第 II 章）附属書の翻訳は、30 ヶ月以内に提出されなければならない
- －提出されない場合は、補正は取り消されたものとみなされる
- －基本国内手数料は 30 ヶ月以内に支払われたものの、宣誓書又は出願の翻訳が提出されていない場合には、「不足書類の提出指令」が附属書の翻訳にも適用される

**35USC371に基づく米国の国内段階**  
**US national phase under 35 U. S. C. 371**

1. PCT 第 11 条による国際出願日が米国出願日である
2. 国際出願の正確な翻訳が必要。希望する場合には、この翻訳に出願文書の改善又は書換えを含む代替明細書を伴うことができるが、新規事項を含まない旨の説明書が付されなければならない
3. 以下のものは提出する必要がない
  - － 国際出願の写し（IB から送付済みの場合）
  - － 図面の写し（ただし出願当初の図面が文言を含む場合、又は図面が PCT 規則 11 の要件を満たさない場合を除く）
  - － 優先権書類の認証謄本（認証謄本が国際段階で期限内に提出されている場合）
4. PCT におけるより広い（米国の国内基準に比べて）発明の単一性の基準（PCT 規則 13 及び PCT 実施細則附属書 B 参照）が、国内段階で適用される
5. 基本国内手数料（37 CFR 1.492(a)）は、出願の放棄を避けるために 30 ヶ月の期限内に支払わなければならない。期限の延長は適用されない。調査及び審査手数料は遅れて支払うことができる
6. 国内段階移行が遅れた場合（「不可避」かつ「故意でない」）は、放棄になった出願の回復を請願することが可能

**国内段階移行に代わる**

**35USC111(a)に基づく継続又は一部継続出願（いわゆる「バイパス・ルート」）**  
**Filing a continuation or continuation-in-part under 35 U.S.C. 111(a)**  
**instead of entering the national phase - the "bypass route"**

1. 英語でない言語でなされた国際出願の英語翻訳は「正確な」翻訳である必要がない
2. 国際出願の開示範囲に新規事項を追加する場合は、一部継続出願が利用できる
3. 開示された主題について、次に示すような十分な利益が得られる
  - － パリ条約及び 35 USC 119 に基づいて、外国での優先日が利用できる
  - － 35 USC 120 に基づいて、同時進行中の出願（すなわち、米国指定の PCT 出願）に基づく米国での優先日が利用できる
4. 基本国内手数料の支払において、37 CFR 1.136 により期間延長が可能
5. 提出しなければならないものは以下の通り
  - － 出願書類全部（まずは英語でなくともよいが、その後の翻訳文は必須）
  - － 必要な正式図面
  - － 優先権書類の認証謄本
7. 発明の単一性の要件は、米国の国内出願と同じ。PCT 規則 13 及び実施細則附属書 B に規定される緩やかな要件は適用されない

---

## PCT-SAFE

---

### PCT-SAFE とは？

#### What is PCT-SAFE?

- PCT-SAFE : Secure Applications Filed Electronically
- PCT 国際出願を法的枠組及び技術的標準に沿って電子形式にて作成／提出するためのシステム

### 2004 年 1 月 1 日における変更

#### January 1, 2004 changes

- 規則改正を踏まえて変更された PCT 願書様式
- PCT-EASY の全機能を PCT-SAFE に統合
  - －PCT-EASY 形式による出願又は受理官庁の選択によって電子出願が可能(JPO は、PCT-SAFE による電子出願を受付けていない)
- PCT-SAFE を PCT-EASY ユーザーに配布
- PCT-EASY 単体での配布はない
- PCT-SAFE による手数料減額
  - －100CHF : PCT-EASY 形式 (紙+ディスク)
  - －200CHF : 実体部分がイメージ形式 (PDF 等) での電子出願
  - －300CHF : 実体部分が文字コード形式 (XML 等) での電子出願

### PCT-SAFE 概観 : 目的

#### PCT-SAFE overview: purpose

- 有効な電子形式でのデータの作成
  - －PCT-EASY 形式での出願 :
    - ・ 電子的な願書様式と要約データのみディスクとともに紙出願
  - －全てを電子化した出願 :
    - ・ 出願の全てを電子形式にてインターネット又は物理媒体で出願一紙は不要
- PCT-EASY の願書様式の有効性は PCT-SAFE に統合
- PCT 出願の公開準備が容易

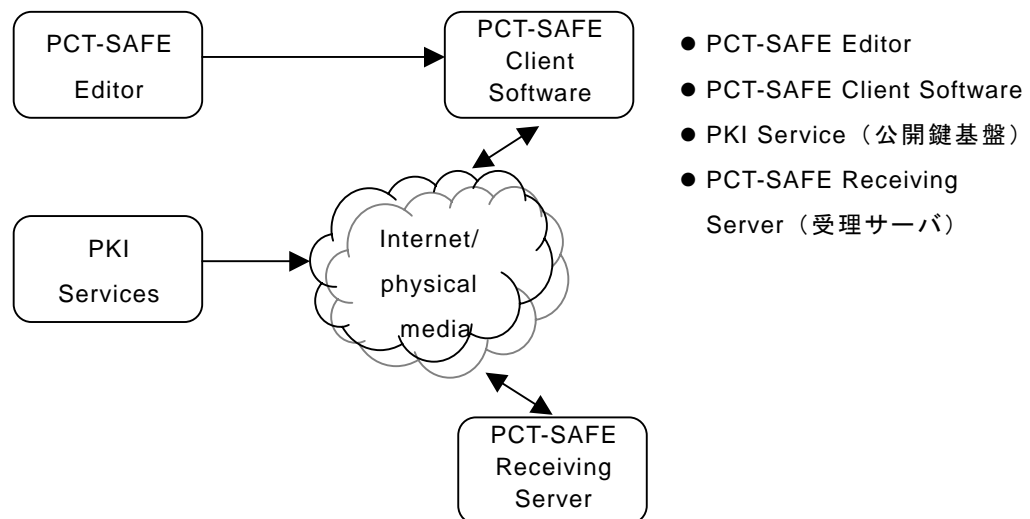
## PCT-SAFE 概観：出願方法

### PCT-SAFE overview: how to file

- PCT-EASY 形式による出願
  - －出願の全てが紙形式でなければならない（原本）
  - －PCT-EASY で印字出力したものが PCT/RO/101（願書）となる
  - －願書データと要約データのみが電子形式で PCT-EASY ディスケットに収容され、紙形式のものとともに提出
- 電子形式による出願
  - －出願の全てが電子化（イメージ又は文字コード形式）、電子署名
  - －インターネット又は物理媒体で提出
  - －RO/IB に登録されたユーザーのみ

## PCT-SAFE 概観：電子出願の構成

### PCT-SAFE overview: E-filing components



- PCT-SAFE Editor
  - －実体部分（明細書、請求の範囲、要約、図面）を XML 形式で作成するためのソフト（日本語サポートなし）
- PCT-SAFE Client Software
  - －PCT 願書の作成、出願文書の添付、電子署名、パッケージ化及び受理官庁への送付
- PKI Service（公開鍵基盤）
  - －電子署名及び電子データの安全性確保
- PCT-SAFE Receiving Server（受理サーバ）
  - －受理官庁による PCT 電子出願の受理、蓄積及びプリント

**PCT-SAFE の利点**  
**Benefits: PCT-SAFE**

- オンライン出願によるスピードアップ
- PCT-EASY 利用者からの乗換えやすさ
- 時間的及び金銭的な出願コスト低減（印刷、コピー、郵送）
- 紙の節約
- 手数料減額
- 全ての利用者は、PCT-SAFE 製品を無料で簡単に入手できる
- 出願の XML 化により、検索の効率化及び再利用に資する
- PCT-SAFE の利用者は、署名及び出願に必要な電子証明書を WIPO に請求できる

**ソフトウェアの入手方法**  
**How to obtain software**

- インターネットからのダウンロード
- CD 注文によるインストール

PCT-SAFE ウェブサイト（<http://www.wipo.int/pct-safe/en/support/index.htm>）にてダウンロード又は注文が可能

---

## PCT 制度の最近の展開 Recent Developments in the PCT System

---

### 2004 年 1 月 1 日に発効した PCT 規則変更

#### Changes to the PCT Regulations as in force on 1 January 2004

- 拡張された国際調査及び予備審査（EISPE）制度  
Enhanced International Search and Preliminary Examination system
- 指定制度の概念と運用
- 署名要件、出願人に関する表示及び委任状
- 請求による送達
- 一件書類の利用
- ナンバリングと年表示についての変更

#### EISPE 制度：主な特徴

##### EISPE system: main features

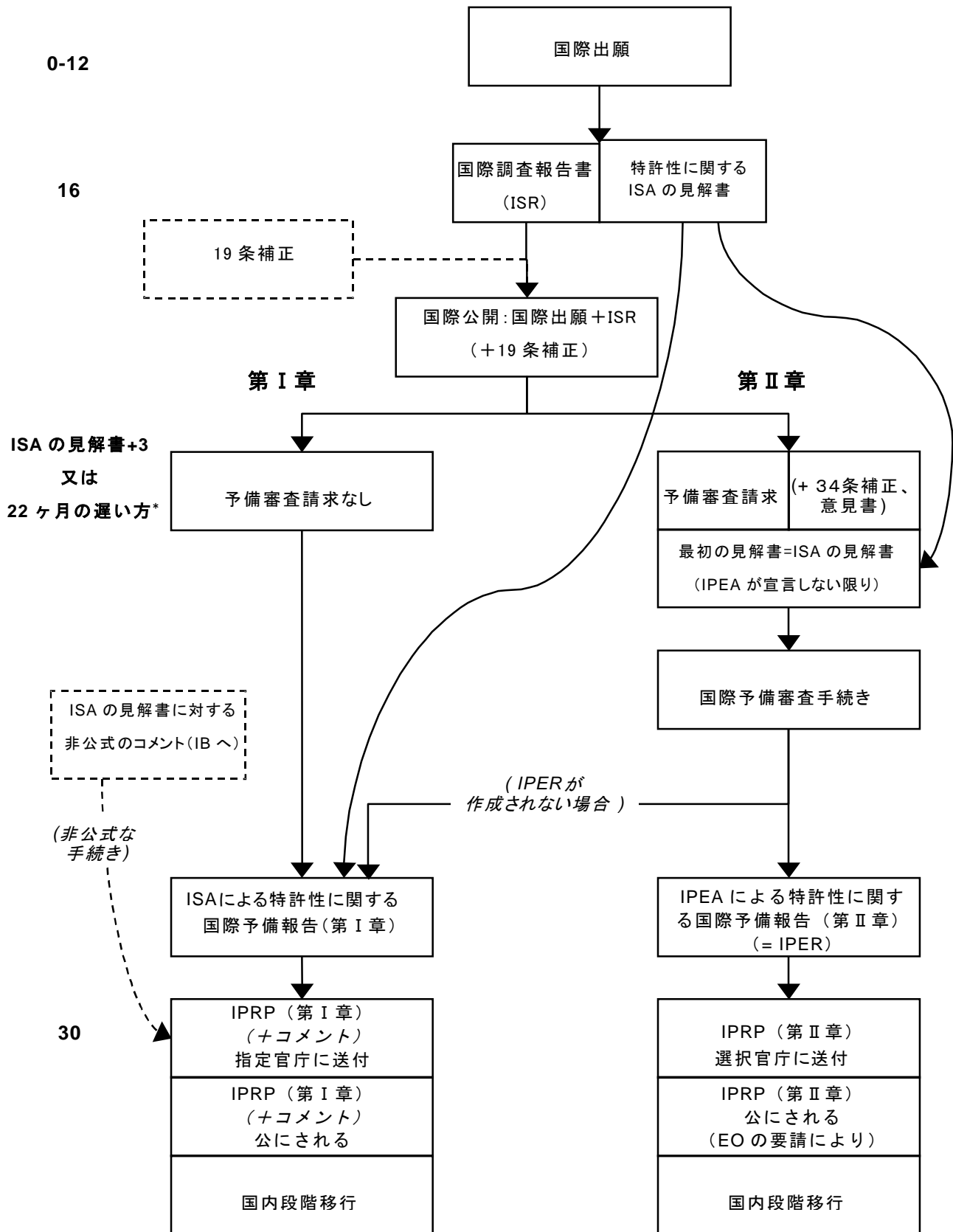
- 第 I 章と第 II 章の手続きの接近
  - －しかし、法的には区別される
- 全ての出願に特許性に関する国際予備報告（IPRP）
  - －第 I 章：IPRP=ISA の見解書
  - －第 II 章：IPRP=IPER
- 主な相違点
  - －第 I 章：IPRP が作成される前に出願人と審査官の対話や補正がない
  - －第 II 章：IPRP が作成される前に審査官との対話や補正が可能

#### EISPE 制度：ISA 審査官による見解書

##### EISPE system: Written opinion by ISA examiner

- ISA 審査官が全ての出願について、ISR に加えてより詳細な見解書（IPRP）を作成する
- ISA の見解書は、従前の IPEA の見解書と目的、内容とも同じ
- ISA の見解書は、ISR とともに出願人に送付される
- ISR は出願とともに公開される；ISA の見解書は公開されない
- 出願人は ISA の見解書について、IB に非公式にコメントを提出できる

拡張された国際調査及び予備審査制度  
EISPE System



\* 第22条(1)の変更を留保している国に対しては、優先日から19ヶ月までに予備審査請求をしなければ国内移行期限は優先日から20ヶ月から30ヶ月に延長されない

## EISPE System EISPE 制度：第 I 章

### EISPE system: Chapter I

- 出願人が国際予備審査を請求しないならば、
  - － IB が「特許性に関する国際予備報告 (IPRP) (第 I 章)」(ISA の見解書が基礎) を作成
  - － IPRP (第 I 章) と出願人のコメントが
    - ・ 指定官庁に送られる
    - ・ 公にされる (しかし、出願や ISR のように “公開” はされない)
    - ・ ただし、優先日から 30 ヶ月が経過する前にはなされない

## EISPE 制度：第 II 章

### EISPE system: Chapter II

- 出願人が国際予備審査を請求するならば、
  - － ISA の見解書が IPEA の見解書となる (例外: IPEA は、特定の ISA が作成した見解書を受入れないことを決定できる)
  - － 規則 66.4 の 2 (補正書又は抗弁の考慮) を前提として、第 34 条に基く補正書及び / 又は抗弁は、規則 54 の 2.1(a) に規定する期限内に予備審査請求書とともに提出されるべき
  - － 出願人が提出した ISA の見解書に対する非公式のコメントは IPEA に送付されない (34 条補正 / 議抗弁のみが送付される)
  - － “通常の” 国際予備審査手続き
  - － IPEA は、IPRP (第 II 章) (= 従前の IPER) を作成する
  - － IPRP (第 II 章) が選択官庁に送付され、選択官庁の要請により当該選択官庁に代わって IB が公にする。ただし、優先日から 30 ヶ月が経過する前にはなされない

### EISPE 制度：予備審査請求の期限 (規則 54 の 2.1(a))

#### EISPE system: Time limit to file demand (Rule 54bis.1(a))

- 国際予備審査請求の新しい提出期限
  - － 国際調査報告及び ISA の見解書 (又は第 17 条(2)(a) に基づく宣言) の送付から 3 ヶ月、又は
  - － 優先日から 22 ヶ月、のうちいずれか遅く満了する期間
- 第 I 章に基づく場合に 30 ヶ月の国内移行期限が適用されない旨を国際事務局に通告している締約国において、国内移行期限を 20 ヶ月から 30 ヶ月に延長するためには、引き続き 19 ヶ月以内に国際予備審査を請求しなければならない

### **EISPE 制度：国際予備審査の開始（規則 69.1）**

#### **EISPE system: Start of international preliminary examination (Rule 69.1)**

- IPEA は以下のものを受領した時、国際予備審査を開始する

- －国際予備審査の請求書
- －支払うべき手数料
- －ISR（又は ISR を作成しない旨の ISA の宣言）及び ISA の見解書

ただし、出願人が明示的に早期の開始を請求した場合を除くほか、規則 54 の 2.1(a)に規定する期間の満了前までは開始しない

### **指定制度の概念と運用**

#### **Concept and operation of designation system**

- 自動的かつ包括的…可能な限り全ての指定
  - －願書様式には、ドイツ、韓国及びロシア（自己指定についての特別な規則を有する国々）の指定についてのみ例外を準備する
  - －しかし、指定の取下げは可能
- 国内段階まで保護の形態の選択を延期（例えば、特許か実用新案か、国内特許か広域特許か）
- 継続特許及び追加特許のための“原出願（parent）”情報を願書に含む（先行技術調査のために）

### **指定制度：署名要件、出願人に関する表示及び委任状**

#### **Designation system:**

#### **Signature requirements, indications concerning the applicant and powers of attorney**

- 一人の出願人の署名で充分…しかしながら、
  - －規則 90 の 2 に基づく取下げに際しては、全ての出願人の署名が必要
  - －指定官庁は、国内段階において欠けている署名及び表示を求めることができる
- 出願人に関する表示…当該 RO に出願する資格のある一人の出願人のものが必要
- 委任状…RO、ISA、IPEA、IB は別個の委任状及び／又は包括委任状の写しの提出要件を放棄可能

## 関係する変更：第Ⅱ章の請求

### Related changes: Filing of Chapter II demand

- 第Ⅱ章における自動的かつ包括的な選択
  - － 現行の請求様式を踏襲する
  - － 特定の国を選択から除外することは不可能
  - － しかしながら、選択の取下げは可能
- 一人の出願人の署名で充分…しかしながら、
  - － 請求又は選択の取下げに際しては、全ての出願人の署名が必要
- 出願人に関する表示…請求に際しては資格のある一人の出願人のものが必要

## 新たな PCT 料金体系

### New PCT fee structure

- フラットな“国際出願手数料”（基本手数料及び指定手数料を一本化）
  - － 1,400 スイスフラン
  - － 手数料減額
    - ・ 100 スイスフラン…PCT-SAFE ソフトウェアに組込まれた PCT-EASY 機能を使用して願書を作成し、コンピュータ印字したものとディスクットを用いた紙出願の場合
    - ・ 200 スイスフラン…明細書、請求の範囲及び要約を文字コード形式（XML）以外で電子出願した場合
    - ・ 300 スイスフラン…明細書、請求の範囲及び要約を文字コード形式（XML）で電子出願した場合
  - － 国際出願の受理の日から 1 ヶ月以内に支払う（規則 15.4）（規則 16 の 2 により延長可能）
- 取扱手数料（Handling fee）
  - － 200 スイスフラン

## 指定官庁／選択官庁への送達（規則 93 の 2）

### Communications to DO/EOs (Rule 93bis)

- 指定官庁・選択官庁への“請求による送達”（Communication-on-request（COR））制度
  - － COR が一般的な標準となる
  - － 文書は、指定官庁及び選択官庁の請求により、かつ、特定された時に送達される
  - － 文書の送達を簡略化するためにデジタルライブラリー創設の可能性

### 国際出願の一件書類の利用（規則 44 の 3 及び 94）

#### Access to the file of an international application (Rule 44ter and 94)

- 国際事務局の一件書類の利用は以下のものを含む
  - － ISA の見解書
  - － IPRP（第 I 章）及び／又はその翻訳
  - － IPRP（第 II 章）（選択官庁から委任された場合）
- 利用できる期限
  - － ISA の見解書及び IPRP（第 I 章）：優先日から 30 ヶ月経過後
  - － IPRP（第 II 章）：優先日から 30 ヶ月経過後

### 施行日；経過措置

#### Entry into force; transitional arrangements

- 2004 年 1 月 1 日から
  - － EISPE 制度
  - － 指定制度の概念と運用
  - － 国際出願日が 2004 年 1 月 1 日以降の国際出願のみに適用
    - ・ 例外：包括的な選択は、出願日に関係なく、国際予備審査請求が 2004 年 1 月 1 日以降に提出された場合に適用される
    - ・ 例外：IPRP（第 II 章）は、出願日に関係なく、国際予備審査請求が 2004 年 1 月 1 日以降に提出された場合には第三者に利用可能にされる

### ナンバリングと年表示についての変更

#### Changes in numbering system and year format

（実施細則 110 号、307 号）

- PCT 出願の番号付与制度が 5 桁から 6 桁に、年表示が 2 桁から 4 桁に変更される：

PCT/US2004/123456

PCT/IB2004/123456

PCT/JP2004/123456

PCT ガゼット No.47/2001, November 22, 2001, pp.21584 and 21586 参照

## 2005年4月1日からのPCT規則変更

### Changes to the PCT Regulations as in force on 1 April 2005

- 配列リスト（紙形式又は電子形式）のISA/IPEAへの遅延提出手数料
- 発明の単一性を満たさない場合のISA/IPEAにおける簡素化された異議申立手続
- 2004年1月1日に発効したPCT規則改正の修正（Corrigenda）

-----  
2004年9月27日から10月5日に開催された第33回PCT同盟総会において採択された。さらなる情報は以下のURLを参照。

[http://www.wipo.int/documents/en/document/govbody/wo\\_pct/index\\_33.htm](http://www.wipo.int/documents/en/document/govbody/wo_pct/index_33.htm)

#### 配列リストのISA/IPEAへの遅延提出手数料

##### Fee for late furnishing of sequence listing to ISA and/or IPEA

- 国際出願が以下のものを含まない場合：
  - － 基準にしたがって記載された配列リスト；及び／又は
  - － 基準を満たす電子形式による配列リストISAは、当該リスト既に入手可能である場合を除いて、出願人に対して、基準を満たす配列リスト（該当形式による）を提出することを求め、該当する場合には遅延提出手数料を支払うよう求めることができる（規則13の3.1(a)及び(b)）
- ISAは、出願人が指定した期間内に求めに応じない場合（つまり、要求された形式の配列リストを提出し、遅延提出手数料を支払う求め）には、配列リストなしで有意義な調査を行うことができる限度においてのみ調査を行う（規則13の3.1(d)）

#### 発明の単一性を満たさない場合の

##### ISA/IPEAにおける簡素化された異議申立手続（規則40及び68）

##### Simplified ISA/IPEA protest procedure in case of non-unity of invention

- ISA又はIPEAは、国際出願が発明の単一性を満たしていないと認める場合には、出願人に対し以下を求める（PCT様式ISA206又はIPEA405）：
  - － 調査又は予備審査のための追加手数料をその求めの日から一ヶ月以内に支払うこと；及び
  - － 出願人が異議を申し立てて追加手数料を支払うこと希望する場合、異議申立手数料をISA又はIPEAに支払うこと（同一の通知内において）（CN、EP、KR。JPOでは従前より不要）
- 検査の結果、ISA又はIPEAがその異議を正当と認めた場合には、追加手数料の全部又は一部が払い戻される；異議申立手数料はその異議が完全に正当と認められた場合に払い戻される
- ISA又はIPEAの検査機関は上級機関でなくとも良い

**2004年1月1日に発効したPCT規則改正の修正**  
**Corrigenda and cosequential amendments to**  
**the Rule changes which entered into force 1 January 2004**

- IPEA が国際調査と同時に国際予備審査を開始することを希望する場合（テレスコピック処理）には、出願人は予備審査の請求書（PCT様式 IPEA401 第IV欄第3項目）において、第19条に基づく補正書を提出する期間が満了するまで（つまり国際調査報告の送付日から2ヶ月）国際予備審査の開始を延期することを希望する旨を表示することができる（規則 53.9、69.1(d)(iii)、46.1）
- 本修正は、国際予備審査開始の延期は例外的な条件（出願人が国際調査の開始前に予備審査を請求すること）においてのみ請求できること、及び、開始を延期できるのは第19条に基づく補正書を提出する期間が満了するまでに限られることを明確するもの

**施行日；経過措置**

**Entry into force; transitional arrangements**

- 一般的には、全ての改正は2005年4月1日以降に出願された国際出願に適用される
- 一方、第II章の手続きに関連する特定の改正（IPEAにおける異議申立手続、IPEAへの配列リストの遅れた提出、国際予備審査開始の延期等）については、国際出願日に関係なく、2005年4月1日以降に国際予備審査が請求された国際出願に適用される

**PCT リフォーム**  
**ワーキンググループ第7回会合 結果概要**

2005年5月25日から31日にかけて開催された標記会合において、本年9～10月に開催されるPCT同盟総会に以下の改正提案を提出することを合意。

(1) 国際出願の欠落要素及び欠落部分

国際出願の欠落部分が国際出願日の付与後に提出されても、当該部分が優先権主張の基礎出願に完全に含まれている場合には、国際出願日に影響を与えない。

(2) 優先権の回復

国際出願が12ヶ月の優先期間を徒過して提出された場合であっても、それが12ヶ月の満了から2ヶ月以内であり、かつ徒過の事由が官庁が認めるものであれば、受理官庁又は指定官庁が優先権の回復を行う。官庁が認める事由とは、「徒過が出願人の故意によらない場合」又は「しかるべき注意を払ったにもかかわらず徒過した場合」の何れか。

(3) 明白な誤記の訂正

誤記について、「対象とする文書に表れたもの以外のものを意図していること」及び「請求として提出されるもの以外のは意図されようがなかったこと」を管轄当局が認定すれば、誤記は明白であり訂正可能。

(4) 電子形式による国際公開及びPCTガゼット

紙媒体で発行されていたPCTガゼット(公報)は、原則としてWIPOのウェブサイトで電子的に公開される。

(5) 規則4.9(b)の修正

みなし全指定にかかる経過措置の改正。経過措置の適用にあたって当該国の国内優先権制度の改正を前提条件としないことが規定された。

(6) PCT国際公開言語(アラビア語の追加)

(7) PCT最小限資料(韓国特許文献の追加)

上記(4)～(6)については2006年1月1日、他の事項については2007年1月1日の発効を予定。

なお、①複数言語による国際公開、②国際調査の品質向上(補充国際調査の導入)については、今後も継続的に審議することとなった。

---

## PCTに関する情報の取得 Where to Get Help

---

### PCT 出願人の手引き *PCT Applicant's Guide*

#### 第 I 巻：国際段階

- － 国際出願の準備、出願及び手続きに関する説明
- － 様式（願書、予備審査請求書、委任状等）
- － 各締約国、広域又は国際機関、及び各官庁・機関に関する情報を掲載した「附属書類“Annex”」

#### 第 II 巻：国内段階

- － DO/EO において行うべき又は行うことができる手続きに関する情報（関係国内法令等）
- － 期限
- － 手数料
- － 国内様式

WIPO 英語版ホームページ (<http://www.wipo.int/pct/guide/en/index.html>) にて最新情報を入手できる（随時更新）。また、日本語版（全 6 巻）は以下の連絡先から購入できる（年 2 回更新）

#### 【連絡先】

（社）日本国際知的財産保護協会（AIPPI-JAPAN）  
〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-14-1 郵政互助会琴平ビル  
TEL 03-3591-5302/FAX 03-3591-1510  
E-Mail [pub@aippi.or.jp](mailto:pub@aippi.or.jp)/<http://www.aippi.or.jp>

### PCT ガゼット セクション IV *PCT Gazette, Section IV*

毎週発行される PCT 公報（ガゼット）のセクション IV に PCT に関する最新情報が掲載される（<http://www.wipo.int/pct/en/gazette/index.jsp>）

### PCT ニューズレター *PCT Newsletter*

毎月発行される PCT 情報誌。最新情報に加えて、実務的なアドバイス、手数料一覧、締約国一覧等の情報が掲載される（<http://www.wipo.int/pct/en/newslett/index.htm>）。定期購読可

PCT ウェブサイト  
PCT website

Address: <http://www.wipo.int/pct/en/index.html>

The screenshot shows the WIPO Patent Cooperation Treaty (PCT) website. The main content area is titled 'The Patent Cooperation Treaty' and contains a table of 'New on the PCT Website' items. The sidebar on the right includes a 'Shortcuts' section with various links and a language selection menu where '日本語' is circled in red. Below the table, there is a paragraph about the PCT system's benefits and another paragraph about the PCT system's services.

New on the PCT Website	
	The April issue of the PCT Newsletter is now available. <a href="#">Read more...</a>
	Regulations under the PCT as in force from April 1, 2005 are now available. <a href="#">PDF</a>
	Presentations on the PCT as part of the Conference on Dispute Resolution in International Science and Technology Collaboration. <a href="#">Read more...</a>
	Collection of PCT User Strategies. <a href="#">Read more...</a>
	Gallery of PCT notable inventions and inventors. <a href="#">Read more...</a>
	One million new ideas. One million new solutions. One million technical advances publicly disclosed, fueling technology transfer and stimulating still more innovation. WIPO pays tribute to the world's innovators, and reaffirms its commitment to provide them with continually improving PCT services. <a href="#">Read more...</a>
	Electronic communication between Offices and the International Bureau of documents in the PCT System is now possible using PCT-EDI. <a href="#">Read more...</a>
	PCT Fees 2005 Applicability of 75% reduction in certain PCT fees. <a href="#">PDF</a> <b>Warning:</b> Requests for payment of fees that do not come from the International Bureau of WIPO
	Types of protection available in PCT Contracting States. <a href="#">PDF</a>

The Patent Cooperation Treaty [simplifies and reduces the cost](#) of obtaining international patent protection and facilitates public access to a wealth of technical information relating to inventions. By filing one international patent application under the PCT you can simultaneously seek protection for an invention in over [one hundred countries](#), including [developing countries](#), throughout the world.

The PCT system offers you, inventors, engineers, researchers, lawyers, examiners, students and others instant access to the latest inventions

## PCT サイトマップ

### PCT Site Map

#### PCT Information Service

##### PCT Filing

- Basic Facts about the PCT
- Forms
- Direct filing of PCT applications with the International Bureau as PCT receiving Office
- IP Offices Closing Dates
- PCT Applicants Guide
- PCT Fees
- Applicability of 75% reduction in certain PCT fees
- Warning: Requests for payment of fees from 'Central Data-Register of International Patents'.

##### FAQs

PCT-SAFE (<http://www.wipo.int/pct-safe>)

##### PCT Legal Texts

- About the Treaty
- Texts: Patent Cooperation Treaty, Regulations and Administrative Instructions
- PCT Guidelines
- PCT Contracting States
- Reservations and incompatibilities
- Time limits for entering national/regional phase under PCT Chapters I and II, applicable on 1 April 2002 or subsequently
- Offices (or Authorities) which have notified WIPO of waiver(s) of the power of attorney requirement under PCT Rule 90.4(b) and 90.5(a)(ii)
- Types of protection available in PCT Contracting States
- PCT Legal Text Index

##### PCT Gazette

- PCT Electronic Gazette
- Weekly Issues of the PCT Gazette in PDF
- Special Issues of the PCT Gazette
- PCT Gazette on CD-ROM
- Published Nucleotide and/or Amino Acid Sequence Listings contained in Published PCT Applications
- Section IV collection

##### PCT News

- PCT Newsletter
- PCT Press Releases and Updates
- Yearly Review of the PCT
- PCT Statistics
- E-mail Updating Service

##### PCT Seminars

- Seminar Calendar
- Seminar Materials

##### PCT Meetings

#### PCT 情報サービス（問合せ先）

##### PCT の出願手続

- PCT の基本事項
- 様式集
- RO/IB への直接出願
  
- 官庁の閉庁日
- PCT 出願人の手引き
- PCT 手数料
- 75%減額を適用できる場合
- 注意：WIPO とは関係のない者からの支払請求

##### FAQ

##### PCT-SAFE サイトへのリンク

##### 法律関係の各種文書

- 条約の全体像
- 条約、規則、実施細則の本文
- 各種 PCT ガイドライン
- PCT 締約国一覧
- 各国の留保事項一覧
- 各国における国内移行期限（第 22 条関係）
- 委任状提出要件を放棄した旨 WIPO に通達した官庁
  
- 締約国における保護の種類
- PCT 用語の索引

##### PCT ガゼット

- 電子ガゼット（公開パンフ）
- PCT ガゼット週報
- PCT ガゼット特別号
- CD-ROM での提供
- 国際公開された出願に含まれる配列リスト
- セクションIVコレクション

##### PCT ニュース

- PCT ニュースレター
- PCT プレス発表と最新情報
- 年次報告書
- PCT 統計情報
- E-mail 最新情報サービス

##### PCT セミナー情報

- セミナーカレンダー
- セミナーテキスト

##### PCT 関係会議資料

（同盟総会、リフォーム会合等）

# PCT 日本語ウェブサイト

Address: <http://www.wipo.int/ja/pct/>

WIPO PCT WebSite

日本語で利用できるPCTの文書

2005年4月1日発効の特許協力条約に基づく権利が申請可能です (PDF)
PCT 出願人の手引き
<p>100万件の新入アイデア、100万件の新LLI 構成案、100万件の世界的進捗は、公開されることにより、特許権利を促進し、さらなる技術革新を刺激する。</p> <p>WIPOは世界中のイノベーターを賞賛し、PCTのサービスを奨励し続ける決意を新たにす。詳細は… (英語版)</p> <p>リーフレットのダウンロード (PDF)</p>
<p>受理官庁としての国際事務局においてPCT-WIPOが利用できます—<a href="#">PCT 発表会</a>、PCT電子出願—<a href="#">ここをクリック</a></p> <p><a href="#">PCT-WIPOに関するサポート資料</a></p>
<p>PCT手数料表 (2022) (PDF)</p> <p>PCT手数料の一部につき7%の減額を享受することもできます (英語版) (PDF)</p> <p>警告: WIPO国際事務局以外の者からの手数料請求書について (PDF)</p>
PCT統計情報報告書(英語版)が利用可能です。 <a href="#">詳細はこちら</a>
PCT年次報告書 (2021   2022) (PDF)
PCTセミナーテキスト (2014年10月21日更新) (PDF)
<p>このテキストは「セミナー」資料 (PDF) (2003年3月更新)の主要部分をアップデートしたものです。このテキストは改訂されており、最新の最新情報は「Seminar Materials」(英語版)をご覧ください。</p>
<a href="#">WIPOのしるしと象徴情報</a>
<a href="#">PCTニュースレター日本語版のダウンロード</a>

関連ホームページリンク

- 日本語版
- 国際事務局

Printable version

**WIPO への問合せ**  
**Where to get help on the PCT at WIPO**

**PCT Infoline (英語)**

TEL (+41-22) 338-8338  
FAX (+41-22) 338-8339  
email pct.infoline@wipo.int

**PCT 制度全般、法律事項について**

中槇 利明  
TEL (+41-22) 338-9916 (直通)  
FAX (+41-22) 338-7150  
email toshiaki.nakamaki@wipo.int

**PCT-SAFE について**

ヘルプデスク (英語)  
TEL (+41-22) 338-9523  
FAX (+41-22) 338-8040  
email PCTSafe.help@wipo.int

岡本 道雄  
TEL (+41-22) 338-8164  
email michio.okamoto@wipo.int

**個別案件について**

個別案件についてのお問合せは、国際事務局から送付された通知書 (PCT/IB/ ) に記載された担当官 (Authorized officer) に直接お問合せください。

## PCT ユーザーランキング 2003

## Most Frequent PCT Users\*

(applicants with the most international applications published in 2003)

Rank	Applicant	Country of residence	No. published in 2003
1.	Koninklijke Philips Electronics N.V.	NL	2,278
2.	Siemens Aktiengesellschaft	DE	1,180
3.	<b>Matsushita Electric Industrial Co., Ltd. (松下電器産業 (株))</b>	JP	1,071
4.	Robert Bosch GmbH	DE	958
5.	<b>Sony Corporation (ソニー (株))</b>	JP	822
6.	Nokia Corporation	FI	765
7.	Motorola Inc.	US	715
8.	3M Innovative Properties Company	US	609
9.	Intel Corporation	US	551
10.	Infineon Technologies AG	DE	540
11.	BASF Aktiengesellschaft	DE	519
12.	Telefonaktiebolaget L.M. Ericsson	SE	470
13.	The Procter & Gamble Company	US	439
14.	Thomson Licensing S.A.	FR	433
15.	Qualcomm Incorporated	US	421
16.	Honeywell International Inc.	US	416
17.	Kimberly-Clark Worldwide, Inc.	US	366
18.	E.I. Du Pont de Nemours and Company	US	351
19.	<b>Mitsubishi Denki Kabushiki Kaisha (三菱電機 (株))</b>	JP	345
20.	The Regents of the University of California	US	297
21.	<b>Fujitsu Limited (富士通 (株))</b>	JP	290
22.	<b>Japan Science and Technology Corporation (科学技術振興事業団)</b>	JP	273
23.	International Business Machines Corporation	US	257
24.	Scimed Life Systems, Inc.	US	245
25.	Applied Materials, Inc.	US	236
26.	<b>Tokyo Electron Limited (東京エレクトロン (株))</b>	JP	224
27.	<b>Honda Giken Kogyo Kabushiki Kaisha (本田技研工業 (株))</b>	JP	214
28.	Medtronic, Inc.	US	201
29.	Bayer Healthcare AG	DE	200
30.	Merck & Co., Inc.	US	197
31.	Samsung Electronics Co., Ltd.	KR	194
32.	AstraZeneca AB	SE	193
33.	<b>Sharp Kabushiki Kaisha (シャープ (株))</b>	JP	190
34.	Novartis AG	CH	187
35.	General Electric Company	US	184

*[continued on next page]*

\* The list contains the first-named applicants in 50 or more international applications published in 2003. Note that certain legal entities may be listed separately from other legal entities with which they may be affiliated.

[Most frequent PCT users (2003), continued]

Rank	Applicant	Country of residence	No. published in 2003
36.	Fraunhofer-Gesellschaft zur Förderung der Angewandten Forschung e.V.	DE	182
37.	Henkel Kommanditgesellschaft auf Aktien	DE	179
38.	Corning Incorporated	US	178
	Glaxo Group Limited	GB	178
	Unilever plc	GB	178
41.	BSH Bosch und Siemens Hausgeräte GmbH	DE	175
42.	Bayer Aktiengesellschaft	DE	171
43.	Hewlett Packard Company	US	166
44.	DaimlerChrysler AG	DE	159
45.	Advanced Micro Devices, Inc.	US	157
46.	LG Electronics Inc.	KR	156
47.	<b>Daikin Industries, Ltd. (ダイキン工業 (株))</b>	JP	154
	<b>NEC Corporation (日本電気 (株))</b>	JP	154
49.	Ciba Specialty Chemicals Holding Inc.	CH	151
50.	Centre National de la Recherche Scientifique	FR	146
51.	Bristol-Myers Squibb Company	US	143
	Council of Scientific and Industrial Research	IN	143
	Dow Global Technologies Inc.	US	143
	Sun Microsystems, Inc.	US	143
55.	Merck Patent GmbH	DE	140
56.	Commissariat à l'Énergie Atomique	FR	139
57.	Lockheed Martin Corporation	US	137
	<b>Seiko Epson Corporation (セイコーエプソン (株))</b>	JP	137
59.	France Télécom	FR	136
60.	<b>Takeda Chemical Industries, Ltd. (武田薬品工業 (株))</b>	JP	132
61.	Massachusetts Institute of Technology	US	131
62.	Isis Pharmaceuticals, Inc.	US	130
63.	Philips Intellectual Property & Standards GmbH	DE	129
	<b>TDK Corporation (TDK (株))</b>	JP	129
65.	The Boeing Company	US	128
66.	Beiersdorf AG	DE	124
	<b>Bridgestone Corporation ((株) ブリヂストン)</b>	JP	124
68.	Exxonmobil Chemical Patents Inc.	US	121
	<b>Hitachi, Ltd. ((株) 日立製作所)</b>	JP	121
	Shell Internationale Research Maatschappij B.V.	NL	121
71.	DSM IP Assets B.V	NL	115
72.	Akzo Nobel N.V.	NL	114
73.	Eli Lilly and Company	US	113
	Pfizer Products Inc.	US	113
75.	Raytheon Company	US	111

[continued on next page]

[Most frequent PCT users (2003), continued]

Rank	Applicant	Country of residence	No. published in 2003
76.	Degussa AG	DE	110
	<b>Showa Denko K. K. (昭和電工 (株))</b>	JP	110
78.	Baker Hughes Incorporated	US	108
	Interdigital Technology Corporation	US	108
	<b>Kabushiki Kaisha Toshiba ((株) 東芝)</b>	JP	108
	L'Air Liquide, Société Anonyme à Directoire et Conseil de Surveillance pour l'Étude et l'Exploitation des Procédés Georges Claude	FR	108
	<b>Nikon Corporation ((株) ニコン)</b>	JP	108
83.	SAP Aktiengesellschaft	DE	106
<b>84.</b>	<b>Sanyo Electric Co., Ltd. (三洋電機 (株))</b>	JP	105
85.	Rhodia Chimie	FR	104
<b>86.</b>	<b>Asahi Kasei Kabushiki Kaisha (旭化成工業 (株))</b>	JP	103
	Bayer Cropscience Aktiengesellschaft	DE	103
	<b>Kaneka Corporation (鐘淵化学工業 (株))</b>	JP	103
89.	Thales	FR	102
	Unilever N.V.	NL	102
91.	Pharmacia Corporation	US	100
	QinetiQ Limited	GB	100
93.	Smithkline Beecham Corporation	US	99
	Syngenta Participations AG	CH	99
95.	Board of Regents, the University of Texas System	US	96
	LuK Lamellen und Kupplungsbau Beteiligungs KG	DE	96
	Seagate Technology LLC	US	96
	The Government of the United States of America, represented by the Secretary, Department of Health and Human Services	US	96
	Wyeth	US	96
<b>100.</b>	<b>National Institute of Advanced Industrial Science and Technology (産業技術総合研究所)</b>	JP	95
	<b>NGK Insulators, Ltd. (日本碍子 (株))</b>	JP	95
102.	Bellsouth Intellectual Property Corporation	US	94
	F. Hoffmann-La Roche AG	CH	94
	Metso Paper, Inc.	FI	94
105.	British Telecommunications Public Limited Company	GB	93
106.	BEA Systems, Inc.	US	92
	PPG Industries Ohio, Inc.	US	92
	Weatherford/Lamb, Inc.	US	92
109.	Abbott Laboratories	US	91
	<b>Ajinomoto Co., Inc. (味の素 (株))</b>	JP	91
111.	Applera Corporation	US	90
	Exxonmobil Research and Engineering Company	US	90
	Huawei Technologies Co., Ltd.	CN	90
	Molex Incorporated	US	90
<b>115.</b>	<b>Canon Kabushiki Kaisha (キヤノン (株))</b>	JP	89

[continued on next page]

[Most frequent PCT users (2003), continued]

Rank	Applicant	Country of residence	No. published in 2003
116.	Schott Glas	DE	88
	<b>Sumitomo Electric Industries, Ltd. (住友電気工業 (株))</b>	JP	88
118.	Boehringer Ingelheim Pharma GmbH & Co. KG	DE	87
	Colgate-Palmolive Company	US	87
	IGT	US	87
	Nortel Networks Limited	CA	87
	Société de Technologie Michelin	FR	87
123.	Koenig & Bauer Aktiengesellschaft	DE	86
124.	Alstom (Switzerland) Ltd.	CH	84
	California Institute of Technology	US	84
	<b>Ebara Corporation (荏原 (株))</b>	JP	84
	Pharmacia & Upjohn Company	US	84
	SMS Demag Aktiengesellschaft	DE	84
129.	General Instrument Corporation	US	83
	L'Oréal	FR	83
131.	Milliken & Company	US	82
132.	Baxter International Inc.	US	81
	<b>NSK Ltd. (日本精工 (株))</b>	JP	81
134.	Cognis Deutschland GmbH & Co. KG	DE	78
	Dow Corning Corporation	US	78
	Société des Produits Nestlé S.A.	CH	78
137.	Aventis Pharma Deutschland GmbH	DE	77
138.	Continental Teves AG & Co. OHG	DE	76
	Micron Technology, Inc.	US	76
	The Johns Hopkins University	US	76
<b>141.</b>	<b>Nippon Sheet Glass Co., Ltd. (日本板硝子 (株))</b>	JP	75
142.	Millennium Pharmaceuticals, Inc.	US	74
	The Regents of the University of Michigan	US	74
<b>144.</b>	<b>Olympus Optical Co., Ltd. (オリンパス光学工業 (株))</b>	JP	73
	Silverbrook Research Pty. Ltd.	AU	73
146.	Incyte Genomics, Inc.	US	72
	<b>Mitsubishi Chemical Corporation (三菱化学 (株))</b>	JP	72
<b>148.</b>	<b>Advantest Corporation ((株) アドバンテスト)</b>	JP	71
	Novo Nordisk A/S	DK	71
150.	INA-Schaeffler KG	DE	70
	Schering Corporation	US	70
152.	The Trustees of Columbia University in the City of New York	US	68
	Wisconsin Alumni Research Foundation	US	68
154.	Clariant GmbH	DE	67
	Delphi Technologies Inc.	US	67

[continued on next page]

[Most frequent PCT users (2003), continued]

Rank	Applicant	Country of residence	No. published in 2003
154.	<b>Riken (理化学研究所)</b>	JP	67
	<b>Sumitomo Chemical Company, Limited (住友化学工業 (株))</b>	JP	67
	University of Florida	US	67
159.	<b>Nippon Steel Corporation (新日本製鐵 (株))</b>	JP	66
160.	Giesecke & Devrient GmbH	DE	65
161.	<b>Asahi Glass Company, Limited (旭硝子 (株))</b>	JP	64
	Schering Aktiengesellschaft	DE	64
	<b>Toyota Jidosha Kabushiki Kaisha (トヨタ自動車 (株))</b>	JP	64
	<b>Zeon Corporation (日本ゼオン (株))</b>	JP	64
165.	Isis Innovation Limited	GB	63
166.	Consejo Superior de Investigaciones Científicas	ES	62
	HRL Laboratories, LLC	US	62
	SCA Hygiene Products AB	SE	62
	The General Hospital Corporation	US	62
170.	Becton Dickinson and Company	US	61
	Newfrey LLC	US	61
	<b>Pioneer Corporation (パイオニア (株))</b>	JP	61
	Tetra Laval Holdings & Finance S.A.	CH	61
174.	Alcatel	FR	60
	<b>NTT DoCoMo, Inc. ((株) N T T ドコモ)</b>	JP	60
176.	Chevron U.S.A. Inc.	US	59
	Curagen Corporation	US	59
	Forschungszentrum Jülich GmbH	DE	59
	<b>Fuji Photo Film Co., Ltd. (富士写真フイルム (株))</b>	JP	59
	Halliburton Energy Services, Inc.	US	59
	<b>Hamamatsu Photonics K.K. (浜松ホトニクス (株))</b>	JP	59
	<b>Mitsubishi Heavy Industries, Ltd. (三菱重工業 (株))</b>	JP	59
183.	EPCOS AG	DE	58
	<b>Kyowa Hakko Kogyo Co., Ltd. (協和醗酵工業 (株))</b>	JP	58
	Smithkline Beecham plc	GB	58
186.	Alcon, Inc.	CH	57
	Ericsson Inc.	US	57
	General Motors Corporation	US	57
	Warner-Lambert Company LLC	US	57
190.	Mars Incorporated	US	56
	Yissum Research Development Company of the Hebrew University of Jerusalem	IL	56
192.	ABB AB	SE	55
	ABB Research Ltd.	CH	55
	Bookham Technology plc	GB	55
	<b>Matsushita Electric Works, Ltd. (松下電工 (株))</b>	JP	55

[continued on next page]

[Most frequent PCT users (2003), continued]

Rank	Applicant	Country of residence	No. published in 2003
192.	Nederlandse Organisatie voor Toegepast-Natuurwetenschappelijk Onderzoek TNO	NL	55
	<b>Nissan Motor Co., Ltd. (日産自動車 (株))</b>	JP	55
	ZF Friedrichshafen AG	DE	55
199.	Advanced Cardiovascular Systems, Inc.	US	54
	Clariant International Ltd.	CH	54
	Genset S.A.	FR	54
	The Board of Trustees of the Leland Stanford Junior University	US	54
	<b>Toray Industries, Inc. (東レ (株))</b>	JP	54
	Yeda Research and Development Co. Ltd.	IL	54
205.	Accenture Global Services GmbH	CH	53
	Analog Devices Inc.	US	53
	Carl Zeiss SMT AG	DE	53
	Commonwealth Scientific and Industrial Research Organisation	AU	53
	Digeo, Inc.	US	53
	<b>Kao Corporation (花王 (株))</b>	JP	53
	<b>Yamaha Hatsudoki Kabushiki Kaisha (ヤマハ発動機 (株))</b>	JP	53
212.	<b>Arkray, Inc. (アークレイ (株))</b>	JP	52
	Avery Dennison Corporation	US	52
	BASF Coatings AG	DE	52
	<b>Eisai Co. Ltd. (エーザイ (株))</b>	JP	52
	Gemplus	FR	52
	Janssen Pharmaceutica N.V.	BE	52
218.	Eastman Chemical Company	US	51
	Harris Corporation	US	51
	Sandvik AB	SE	51
221.	Autoliv Development AB	SE	50
	Bae Systems plc	GB	50
	<b>Japan Science and Technology Agency (科学技術振興機構)</b>	JP	50
	Sony Electronics, Inc.	US	50
	Teva Pharmaceutical Industries Ltd.	IL	50